世界に先駆けて超高齢社会の足を支える

世界に先駆けて超高齢社会の足を支える 第Ⅱ部

我が国では、世界で最も速いスピードで高齢化が進んできており、今後、高齢化率が2025(令和 7)年に3割を超え、2050年には4割弱にまで達すると推計されている。また、平均寿命は、生活 環境の改善等を背景として、男女ともに過去最高を更新し続けており、世界でも最高水準となって いる。

こうした「人生100年時代」において、高齢者一人一人が、自立しつつ、健康で生きがいをより 感じながら老後を過ごすためには、「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「休む」といった行動を適切に組み合わ せて生活設計することが重要である。

高齢者が充実した日常生活を送るためには外出は必須であり、交通が果たすべき役割は大きい。 行きたい時に、行きたい場所に行けるような「足」を確保することは、世界がこれまで経験したこ とのない超高齢社会を迎える上での喫緊の課題となっている。

高齢者の移動手段の確保を巡っては、高齢者の交通事故が社会問題化し、運転免許の返納の動き が広まる中で、自家用車への依存度の高い地方部や郊外部をはじめ、あらゆる地域において受け皿 となる地域公共交通への期待が大きい。

現在、行政、交通事業者、地域住民等が一体となって、まちづくりと連携した地域公共交通ネッ トワークづくりや、自家用有償旅客運送など地域における輸送資源を総動員する取組が進められて おり、IoT・AI等を活用した新たなモビリティサービスの社会実装と併せて、取組の更なる強化や 横展開が求められている。

第Ⅱ部においては、我が国における高齢者の生活と生きがいづくり、外出の実態について考察(第 1章) した上で、超高齢社会の「足」を支える施策の最新動向や先進的な取組を紹介していく(第 2章)。

第1章 我が国における高齢者の生きがいづくりと外出

本章では、我が国で進行する超高齢社会の状況、人生100年時代を生きる高齢者の生活と生きが いづくりや外出の実態、高齢化のさらなる進展が交通にもたらす影響について、各種データを用い て整理し、分析する。

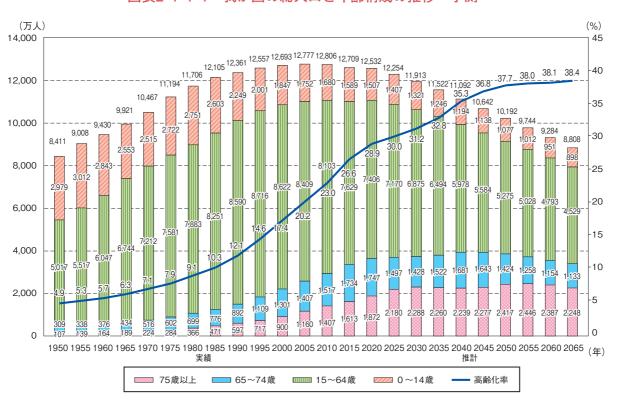
高齢者の生活と生きがいづくり 第1節

(1) 超高齢社会の進展と平均寿命の延伸

① 超高齢社会の進展

我が国の人口は、2008(平成20)年に1億2.808万人とピークに達した後、減少局面に転じ、特に、 年少人口(15歳未満の人口)と、生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)の減少が進んでいる。 他方、高齢者人口(65歳以上の人口)は増加を続け、高齢化率(65歳以上人口割合)は2015年には 26.6%と急速に上昇している。今後、高齢化率は2025年に30%、2050年に約38%に達すると予測さ れており、世界がこれまで経験したことのない超高齢社会を迎える見込みである。

高齢化の進行程度を示す言葉として、高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超える と「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」と呼ばれている。我が国が「高齢化社会」から「高 齢社会」へ移行するまでの所要年数は、1970年から1994年までの24年となっており、先進諸国(フ ランスが115年、スウェーデンが85年、アメリカが72年、英国が46年、ドイツが40年)と比して早 いスピードで高齢化が進展してきた。他方、今後、アジア諸国では、韓国が18年、シンガポールが 20年など、我が国を上回るスピードで高齢社会へ移行する見通しである。



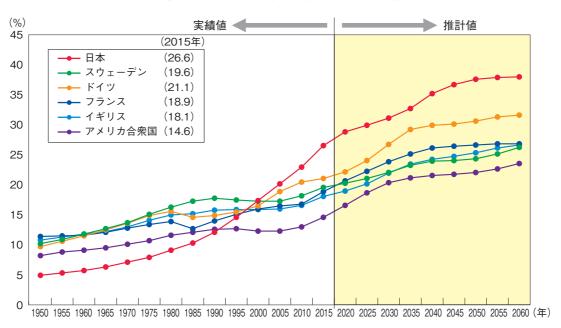
図表2-1-1-1 我が国の総人口と年齢構成の推移・予測

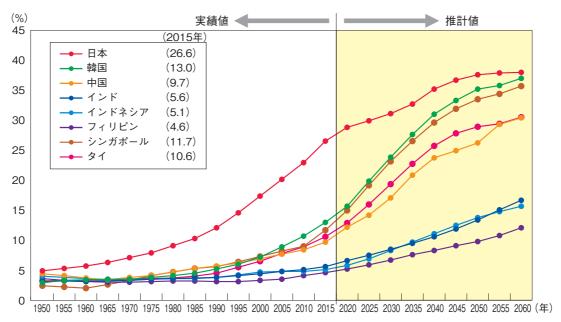
注 : 1950年~2015年までの総数は年齢不詳を含む。高齢化率の算出には分母から年齢不詳を除いている

資料:2015年までは総務省「国勢調査」、2020年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成

29年4月推計)」の出生中位・死亡仮定による推計結果

図表2-1-1-2 高齢者の就業者数の推移





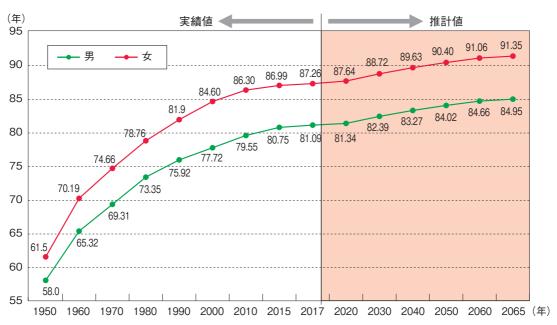
資料:内閣府「令和元年版高齢社会白書」

② 平均寿命の延伸

我が国の平均寿命は、生活環境の改善、食生活・栄養状態の改善、医療技術の進歩等により、男 女ともに過去最新を更新し続け、2017年は、男性81.09歳、女性87.26歳となっており、2065年には、 男性84.95歳、女性91.35歳となると見込まれている。

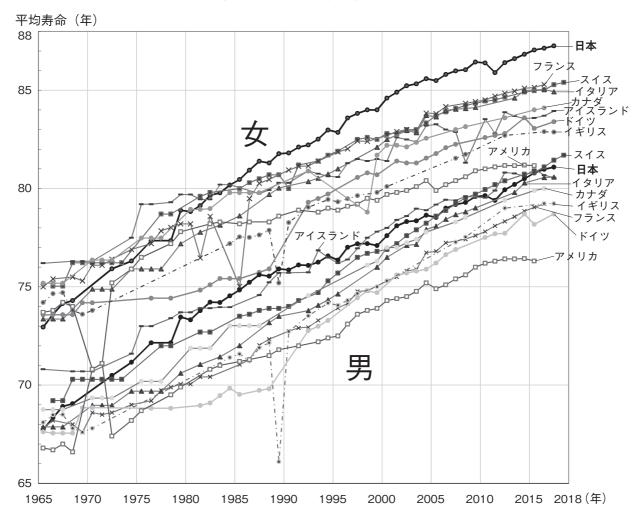
また、我が国の平均寿命は各国と比べても長く、世界に先駆けて、「人生100年時代」に突入して いくといえる。

図表2-1-1-3 平均寿命の推移と将来推計



資料:内閣府「令和元年版高齢社会白書」

図表2-1-1-4 平均寿命の国際比較



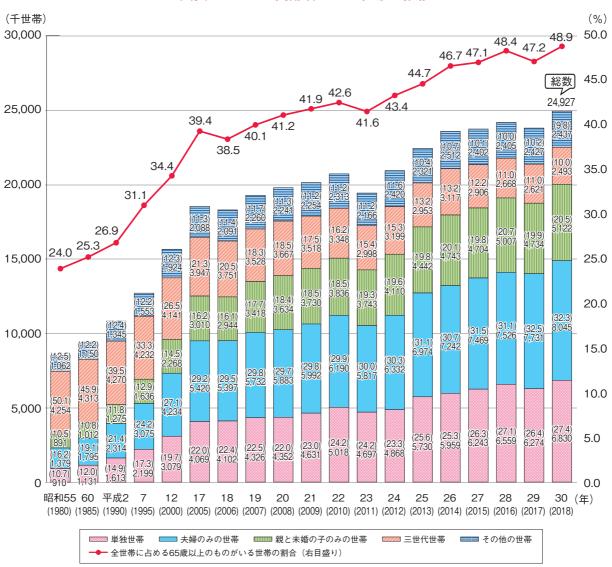
資料:厚生労働省「平成30年簡易生命表の概況」

(2) 高齢者の住環境の変化

① 高齢者の一人暮らしの増加

全世帯のうち、高齢者のいる世帯は約半数に上っている。このうち、特に、高齢者の単身世帯は 増加傾向にあり、高齢者のいる世帯全体の約3割を占めるようになっている。

図表2-1-1-5 高齢者がいる世帯の推移

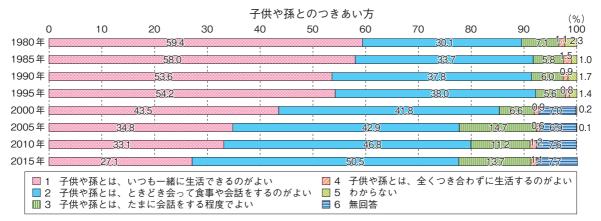


- 注1:1995年の数値は、兵庫県を除いたものである。
- 2:2011年の数値は、岩手県、宮城県及び福島県を除いたものである。
- 3:2012年の数値は、福島県を除いたものである。 4:2016年の数値は、熊本県を除いたものである。
- 資料:1985年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、1990年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」

② 高齢者の「自立」傾向

高齢者の子供や孫とのつきあい方として、「子や孫とは一緒に生活できるのがよい」と考えてい る高齢者は1980年には約6割であったが、2015年には、約3割まで減少しており、子や孫に頼らず に「自立」した生活を送る高齢者が増加している。

図表2-1-1-6 高齢者の子どもや孫とのつきあい方の変化



資料:内閣府「平成27年度 第8回高齢者の生活と意識に関する国際比較調査」を元に国土交通省作成

(3)健康な高齢者の増加

① 健康寿命の延伸

高齢者の平均寿命は延伸している((1)②平均寿命の延伸の項目参照)が、平均寿命だけでなく、 日常生活に制限なく、健康で生活できる、いわゆる「健康寿命」の観点からも延伸している。

現在、男性の平均寿命は80.98歳、健康寿命は72.14歳、女性の平均寿命は87.14歳、健康寿命は 74.79歳となっている。

2001から2016年にかけての平均寿命と健康寿命の推移を見てみると、平均寿命は男性で2.91年、 女性で2.21年増加しているが、健康寿命でも男性2.74年、女性2.14年増加しており、平均寿命の延 伸とともに、健康寿命も男女ともに延伸している。

図表2-1-1-7 健康寿命と平均寿命の推移

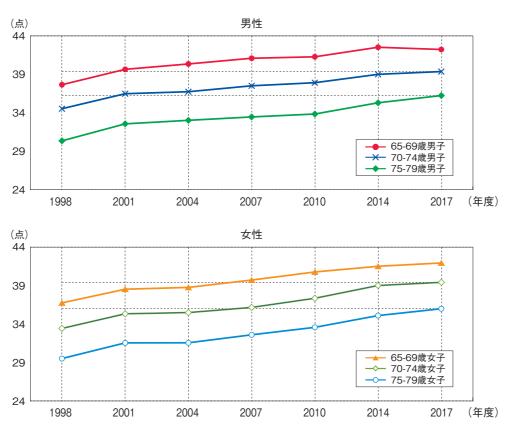


資料:平均寿命:2001、2004、2007、2013、2016年は、厚生労働省「簡易生命表」、2010年は「完全生命表」 健康寿命:2001~2010年は、厚生労働科学研究費補助金「健康寿命における将来予測と生活習慣病対策の費用対効果に関する研究」、2013、 2016年は「第11回健康日本21(第二次)推進専門委員会資料」

② 高齢者の体力の上昇

高齢者の体力は年々上昇傾向にあり、新体力テスト(握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足 立ち、10m障害物歩行、6分間歩行の合計点)で見ると、2017年の高齢者の体力は約20年前に比べ て5歳若い階層と同程度となっている。

図表2-1-1-8 高齢者の体力の推移



注:図は、3点移動平均法を用いて平滑化してある。

合計点は、新体力テスト実施要領の「項目別得点表」による。得点基準は、男女により異なる。

資料:スポーツ庁「体力・運動能力調査」

【コラム】高齢者の「自立度」

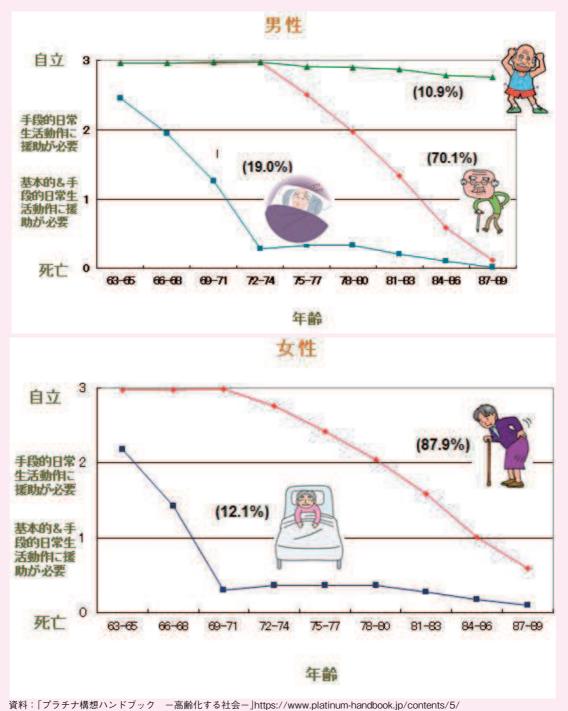
全国の高齢者を対象とした約20年間の追跡調査によると、高齢者の自立度の変化にはいくつかのパターン があるとされている。

男性では、70歳前に健康を損ねて死亡するか重度の介助が必要になる人(約2割)、80~90歳まで自立を維 持する人(約1割)、75歳くらいを境にして自立度が徐々に落ちていく人(約7割)という3つのパターンが みられた。

また、女性では、70歳前に健康を損ねて死亡するか重度の介助が必要になる人(約1割)、70歳代前半から 緩やかに自立度が落ちていく人(約9割)という2つのパターンがみられた。

70歳前後に始まる虚弱化をいかに防ぎ、自立を保つかが重要となっている。

図表2-1-1-9 高齢者の自立度の変化



秋山弘子「長寿時代の科学と社会の構想『科学』」 岩波書店,2010年

(4) 高齢者の労働参加の増加

① 労働市場における高齢者の重要性の増大

65歳以上の就業者は男性531万人、女性361万人(2019年)で過去最多となっている。65歳以上人 口に占める割合(就業率)では男性が34.1%、女性が17.8%である。

また、15歳以上の就業者に占める高齢者の割合は13.3%(2019年)で、過去最高となっており、 過去30年でその割合は倍増している。

少子高齢化が進行する中で、労働市場において高齢者の重要性は増してきている。

就業者数 就業率 (万人) 65歳以上の就業者数と就業率の推移 (%) 600 35 34.1 33.2 31.8 531 500 30 30:9 30.3 29.3 29.0 483 28.6 28.4 462 27.5 400 25 390 365 36 349 350 300 324 20 308 288 26 247 17 .8 4 231 200 222 15.8 16.3 15 207 15.0 14.3 13.7 13.2 12.9 13 1 13.0 100 10 0 2008 2009 2010 2011 2012 2013 2014 2015 2016 2017 2018 2019 (年)

図表2-1-1-10 高齢者の就業者数及び就業率

資料:総務省「労働力調査(基本集計)平成30年(2018年)平均(速報)結果の要約」を元に国土交通省作成

就業者数: _____男性 _____女性

図表2-1-1-11 就業者総数に占める高齢者の割合の推移

就業率: -

- 男性

- 女性



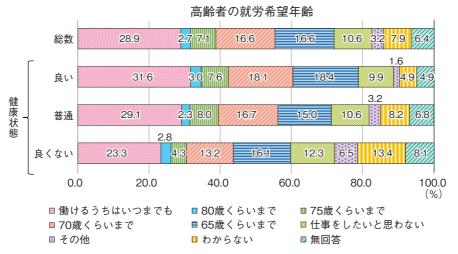
資料:総務省統計局「労働力調査」から国土交通省総合政策局作成

第Ⅱ部

② 高齢者の就労意欲の増進

「70歳くらい」以降も就労を希望している者が5割以上おり、このうち約3割の者が「働けるう ちはいつまでも働きたい」と希望している。「仕事をしたいとは思わない」との回答は、健康状態 がよくない者でも約1割にとどまっており、労働に対する積極的な姿勢がうかがえる。

図表2-1-1-12 高齢者の就労希望年齢



資料:内閣府「高齢者の日常生活に関する意識調査(平成26年)第2章 調査結果の概要 1基本的生活」を元に国土交通省作成

(5) 高齢者の趣味等への参加の積極化

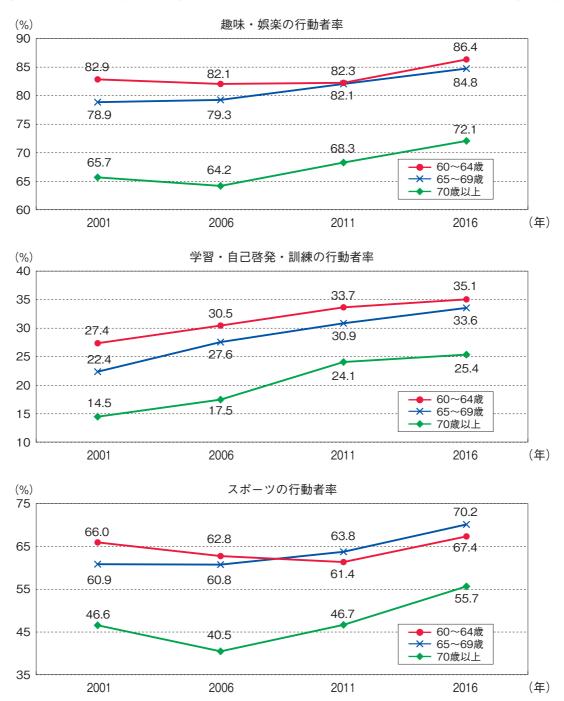
趣味や学習、スポーツにアクティブに取り組む高齢者が増加している。過去1年間にその活動を 行ったことのある人の割合である「行動者率」は、一般に、年齢が進むにつれ下がる傾向にあるが、 過去のデータと比較すると高齢者の行動者率は上がっている。

「趣味・娯楽の行動者率」は、近年増加傾向にあり、70歳未満では8割を超え、70歳以上でも7 割を超えるなど高い水準となっている。

また、「学習・自己啓発・訓練の行動者率」も70歳未満では3割を超えて増加しており、「人生 100年時代 | において高齢者の「学び直し」が進んでいることがうかがえる。

さらに、「スポーツの行動者率」も70歳未満で7割近くまで増加しており、加えて、70歳以上も スポーツに積極的に取り組んでいることがわかる。

図表2-1-1-13 高齢者の趣味・娯楽、学習・自己啓発・訓練、スポーツの行動者率の変化



資料:総務省「社会生活基本調査」(平成13年、平成18年、平成23年、平成28年)を元に国土交通省作成

(6) 高齢者の生きがいづくりと生きがいにつながる要因

① 高齢者が生きがいを感じている程度と感じる時

高齢者がどの程度生きがい(喜びや楽しみ)を感じているかを聞いたところ、「感じている」(「十 分感じている」「多少感じている」の計、以下同じ。)のは、男女合計で約7割であり、「感じてい ない」(「まったく感じていない」「あまり感じていない」の計、以下同じ。)としている約3割を大 きく上回っている。

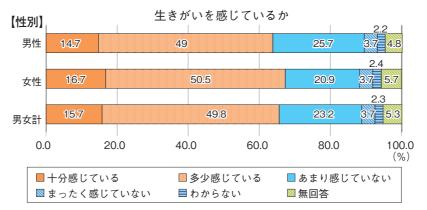
生きがいを「感じている」人に、どのような時に生きがいを感じるか聞いたところ、男性は、趣 味やスポーツ(54.1%)、家族との団らん(37.7%)、旅行(32.6%)の順に高く、女性は、友人・

知人との食事・雑談(53.1%)、趣味やスポーツ(41.3%)、家族との団らん(40.9%)の順に高くなっ ている。

男女間で差の大きいものとしては、友人・知人との食事・雑談(22.9ポイント女性の方が高い)、 趣味やスポーツ(12.8ポイント男性の方が高い)、仕事(9.2ポイント男性の方が高い)などがある。 男性は趣味やスポーツ、仕事や社会奉仕など、身体的な行動を伴う活動に生きがいを感じる傾向が あり、女性は、友人や親族と交流したり、孫の面倒見たり、他人から感謝されたりといった交流や ふれあいに生きがいを感じる傾向がある。

次項以降では、どのような要素が生きがいと関係があるかを見ていきたい。

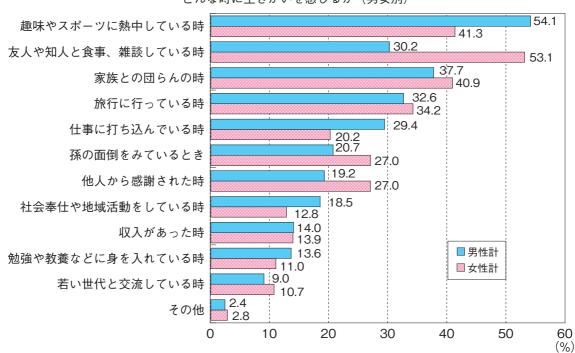
図表2-1-1-14 高齢者はどの程度生きがいを感じているか(男女別)



資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

図表2-1-1-15 どのような時に生きがいを感じるか (男女別)

どんな時に生きがいを感じるか(男女別)



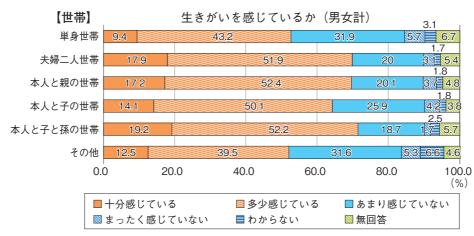
注: 当該性別で生きがいを感じている人を100とした時の値を示す。

資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

② 世帯構成と生きがいを感じている程度

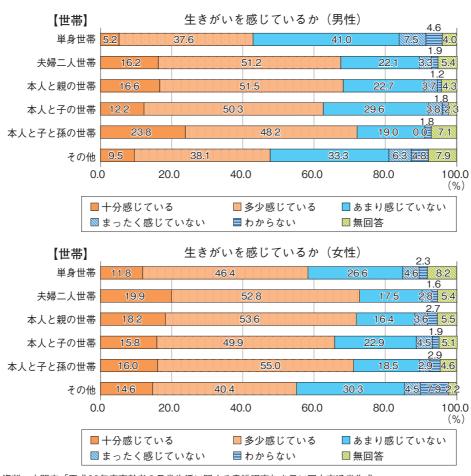
世帯構成別に見ると、家族と同居している高齢者(「夫婦二人世帯」、「本人と親の世帯」、「本人 と子の世帯」、「本人と子と孫の世帯」)の6割以上が生きがいを「感じている」のに対し、「単身世 帯 | は5割程度に留まっている。家族との同居が、趣味・娯楽や友人・親族との交流、仕事・社会 奉仕活動など生きがいを感じる機会の創出につながっていると考えられる。

図表2-1-1-16 どの程度生きがいを感じているか(世帯構成別)



資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

図表2-1-1-17 どの程度生きがいを感じているか(世帯構成別・男女別)



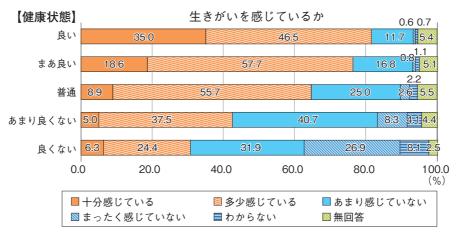
資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

③ 健康状態と生きがいを感じている程度

健康状態別に見ると、健康状態が「良い人」や「まあ良い人」の8割から9割程度の人が生きが いを「感じている」のに対し、「あまり良くない」や「良くない」人は3割から4割程度であり、 健康状態が生きがいの充足度合いに直結していることがわかる。

健康であればあるほど、「どんな時に生きがいを感じるか」(図表2-1-1-1-6参照) に列挙された交 流や行動を行いやすくなる側面があり、(3)健康な高齢者の増加の項目で見たように、今後も高 齢者の健康寿命が延び、体力が向上していくことで、生きがいが充足していくと考えられる。

図表2-1-1-18 どの程度生きがいを感じているか(健康状態別)



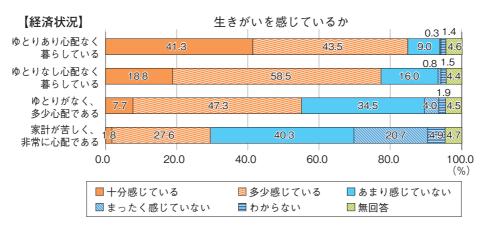
資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

④ 経済状況と生きがいを感じている程度

経済状況別に見ると、「ゆとりがあり、心配なく暮らしている」人や「ゆとりはないが、心配な く暮らしている | 人の約8割が生きがいを「感じている」のに対し、「ゆとりがなく、多少心配で ある」人は約半数、「家計が苦しく、非常に心配である」人は約3割程度にとどまっている。

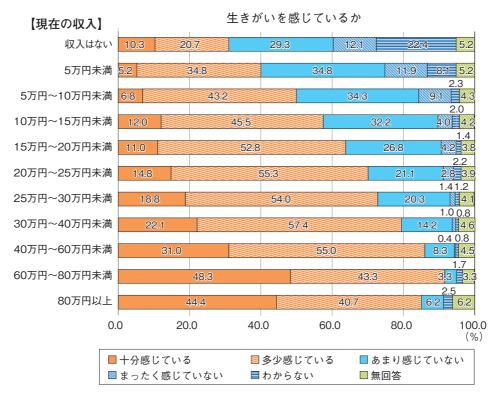
また、現在の月収が増えるほど生きがいを「感じている」人の割合が顕著に増加しており、金銭 的なゆとりが生きがいを感じる機会の創出に直結していることがわかる。

図表2-1-1-19 どの程度生きがいを感じているか(経済状況別)



資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査 | を元に国土交通省作成

図表2-1-1-20 どの程度生きがいを感じているか(収入別)



注:現在の収入は、夫婦合計の月収を示す。

資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

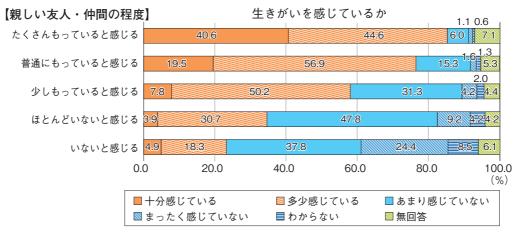
⑤ 交流と生きがいを感じている程度

人との交流の程度で見ると、「たくさん親しい友人・仲間をもっている」と感じている人や「普 通に持っている」と感じている人が生きがいを「感じている」割合は8割から9割で、「ほとんど いない」と感じている人や「いない」と感じている人では4割を下回っている。

また、近所づきあいについても、「親しく付き合っている」人の75%が生きがいを「感じている」 一方で、「ほとんど付き合いがない | 「付き合いがない | 人では4割を下回っている。

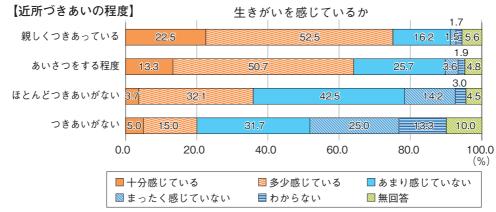
親しい友人や仲間、近所づきあいが多い人ほど、より生きがいを感じていることがわかる。

図表2-1-1-21 どの程度生きがいを感じているか(交流の程度別)



資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

図表2-1-1-22 どの程度生きがいを感じているか(近所づきあいの程度別)



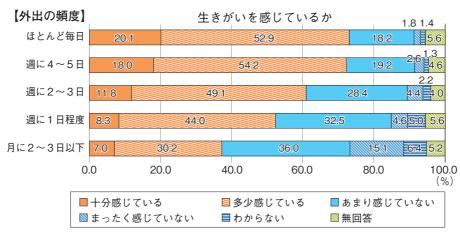
資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

⑥ 外出と生きがいを感じている程度

外出の頻度別に見ると、「ほとんど毎日」、「週に4~5日」外出する人の7割以上が生きがいを「感 じている | 一方で、「週に1日程度 | しか外出をしない人では約半数、「月に2~3日以下 | しか外 出をしない人では約4割にとどまっており、外出の頻度が生きがいの充足度合いに直結しているこ とがわかる。

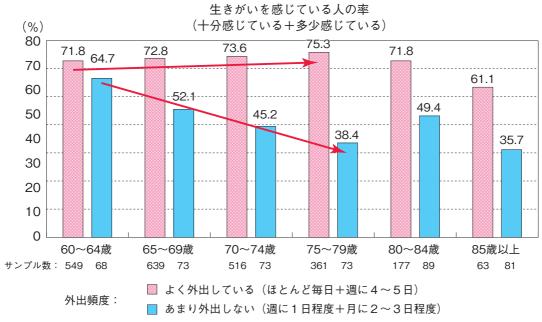
さらに、年齢別に外出の頻度が高い人(「ほとんど毎日」、「週に4~5日」外出する人の計)と 外出の頻度が低い人(「週に1日程度」、「月に2~3日以下」外出する人の計)を比較すると、75 ~79歳までは、外出頻度の高い人では、年齢を重ねるにつれて生きがいを「感じている」割合が増 加傾向にあるのに対し、外出頻度が低い人では、生きがいを「感じている」割合が横ばい、減少傾 向となる。

図表2-1-1-23 どの程度生きがいを感じているか(外出の頻度別)



資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

図表2-1-1-24 外出頻度別の生きがいの充足度合い



資料:内閣府「平成26年度高齢者の日常生活に関する意識調査」を元に国土交通省作成

(7) 高齢者の生活と生きがいづくり(まとめ)

人々の活動を「働く」「学ぶ」「遊ぶ」「休む」といった行動に分けて見てみると、近年の高齢者 の「働く」「学ぶ」「遊ぶ」といった活動はより活発化している。

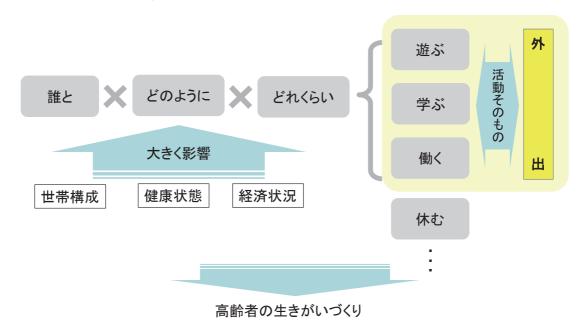
「働く」については、就業率が上昇し、高齢者になってからの労働意欲も旺盛である。「学ぶ」「遊 ぶ」については、学習や趣味、スポーツを嗜む高齢者が増加している。

これらの活動を通じて、高齢者がより生きがいを感じる傾向があることがわかった。また、世帯 構成や健康状態、経済状況といった高齢者を取り巻く状況が、生きがいの充足度合いに強い関わり をもつことがわかった。外出頻度についても生きがいの充足度合いと強い関わりが見られ、外出頻 度が高ければ高いほど、生きがいをより感じていることがわかった。

世帯構成や健康状態、経済状況は、例えば、健康で金銭的な余裕があれば、多くの「学び」「遊び」 といった活動に携わることができるといったように、誰と、どのように、どれくらい活動を行うこ とができるかといった、活動の強度に大きく関係していると考えられる。また、「働く」「学ぶ」「遊 ぶ」といった活動はそもそも外出を伴うものであり、生きがいづくりと外出との関係は切っても切 り離せない。さらに、多くの高齢者が勤め先での定年(「働く」の変化)を迎える中で、高齢者の 外出は移動手段、移動先ともに多様化していくと考えられる。

高齢者の外出を容易にし、行きたいときに行きたいところへ行けるよう支援していくことは、高 齢者が生きがいを高めるために重要であるが、次節では、このような「外出」の効果や実態に着目 し、具体的に見ていきたい。

図表2-1-1-25 生きがいづくりにつながる概念図



【事例】「ごちゃまぜの街」(輪島KABULET、Share金沢)

社会福祉法人佛子園が手がける輪島KABULET、Share金沢などの「ごちゃまぜの街」では、生涯生きが いをもって生きられる場を生み出す工夫がなされている。

輪島KABULETでは、輪島市の中心部に点在する空き家や空き地を利活用し、子どもから高齢者、障害や 疾病の有無・国籍等に関わらず地域に暮らすすべての人たちが安心して暮らせる共生拠点を目指している。 ここでは、高齢者が暮らすサービス付き高齢者向け住宅のほか、温浴施設やウェルネス施設(スポーツジム)、 飲食店などの就労の場、子育て支援施設が「ごちゃまぜ」に整備・運営されている。

また、金沢市の郊外につくられたShare金沢では、10000坪を超える敷地の中に、児童入所施設のほかサー ビス付き高齢者向け住宅・アトリエ付きの学生向け住宅などの建築物が設置され、学童保育や障害者の就労 移行支援事業としてのレストラン事業や温泉、農産品の直売事業も行われている。学生は比較的安価な家賃 で入居可能であるが、Share金沢内で月に30時間のボランティア活動が求められているなど、様々な属性を 持つ住人や訪れる人が有機的に交流を行う(佛子園では「ごちゃまぜ」と表現している)仕組みが設けられ ている。Share 金沢では、これといったシンボルとなる建物を設けていないのが特徴で、人と人との交わり が意識された、いわば関係人口を意識した設計となっている。





高齢者の外出と交通に関わる動向 第2節

(1) 高齢者の外出の動向

高齢者の外出率¹の全体傾向

高齢者の外出率は、65歳から74歳までは、全年齢と比べても遜色ない外出率であり、特に休日は 全年齢の平均を上回っている。75歳を超えると外出率は急激に落ち込み、特に、75歳以上の女性の 休日における外出率は4割未満で、およそ3人に1人しか外出していない状況である。

高齢者の外出目的は、65歳から74歳までは、買い物や食事で2日から3日に1回外出するほか、 男性では、通勤や業務目的の外出が多い。他方、75歳以上になると、買い物、食事、通院目的以外 の外出は少なくなっている。

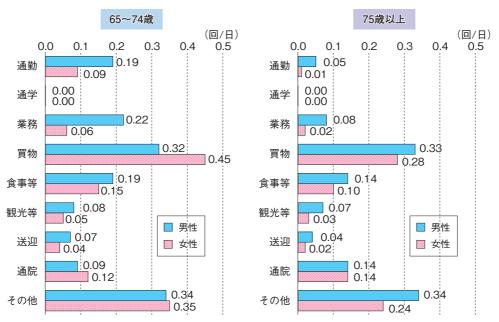
高齢者の外出率は、過去20年にわたり増加基調であったところ、2015年の全国都市交通特性調査にお いて、初めて減少に転じた。これは、高齢者の外出に占める買物や食事の割合が大きい中、近年のBtoC 電子商取引の増加(図表1-1-1-37参照)などに起因して、外出率が低下していることが推測できる。

平日 休日 (%) (%) ■男性 💹 女性 ■男性 ■女性 100 100 85.2 79.5 76.9 80 80 71.8 66.2 64.7 60.7 61.6 58.4 60 60 49.7 37.9 40 40 20 20 0 0 65~74歳 75歳以上 全年齢 65~74歳 75歳以上 全年齢

図表2-1-2-1 高齢者の外出率(平日・休日別、男女別)

資料: 国土交通省都市局「全国都市交通特性調査」

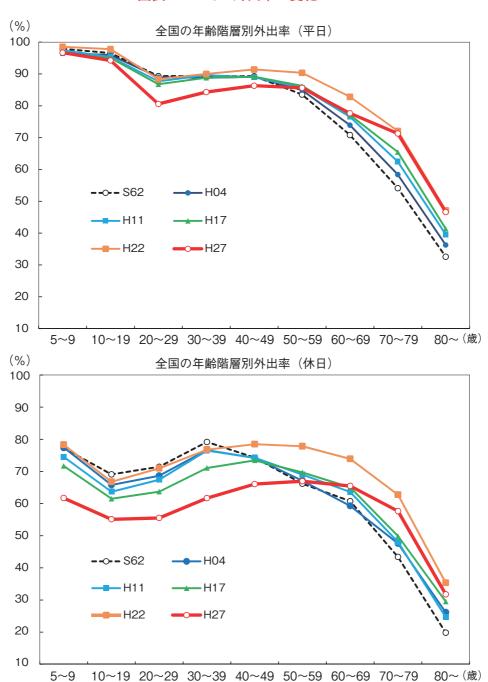




資料: 国土交通省都市局「全国都市交通特性調査」

調査対象日に外出した人の割合

図表2-1-2-3 外出率の変化



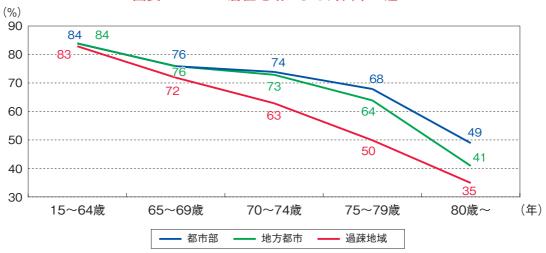
資料:国土交通省都市局「全国都市交通特性調査」

② 居住地域別の外出傾向

非高齢者の外出率は居住地域によらずほぼ同一であるが、65歳を超えると過疎地域での外出率は 大きく落ち込んで行く。

また、地方都市においても、80歳を超えると、都心・郊外部に比べて外出率の落ち込みが大きい。





注1:平成27年平日の男女計の外出率を示す。

注2:都市部=都市調査の三大都市圏+地方中枢都市圏、地方都市=都市調査の地方中核都市圏+地方中心都市圏、過疎地域=町村調 査の対象地域を対象とする。

注3:本図表での値は、都市局調査結果に含まれない過疎地域を含めた調査票情報の集計値であり、都市局調査結果と一致しない。

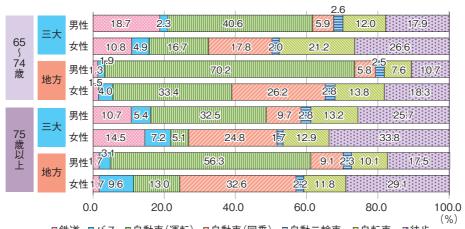
資料:国土交通省都市局「第6回全国都市交通特性調査」都市調査調査票情報及び町村調査調査票情報を元に算出。

③ 高齢者の移動手段

三大都市圏では、高齢者の2割程度が公共交通機関(鉄道・バス)を利用している一方、地方部 では、自動車(運転・同乗)の割合が極めて高い。

地方部の75歳以上の女性は、自動車(同乗)と自転車、徒歩を合わせて、約8割を占めており、 公共交通機関が移動の足をカバーしきれていない状況が伺える。

図表2-1-2-5 高齢者の移動の交通手段別構成比



■鉄道 ■バス ■自動車(運転) ■自動車(同乗) ■自動二輪車 ■自転車 ■徒歩

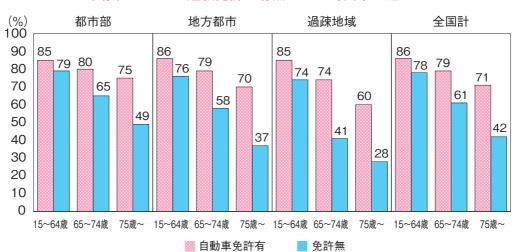
資料:国土交通省都市局「全国都市交通特性調査」

④ 高齢者の自動車利用と外出率

運転免許の有無や自動車の保有が外出率に与える影響は、高齢になるほど大きく、75歳以上では、 免許がない場合及び自家用車を保有していない場合の外出率は、約4割まで落ち込む。

また、居住地別に見れば、地方部は都市部より大きく影響を受け、75歳以上で免許がない場合及 び自家用車を保有していない場合の外出率は、地方都市で4割を下回り、過疎地では3割を下回る。

図表2-1-2-6 運転免許の有無による外出率の違い



注1:平成27年平日の男女計の外出率を示す。

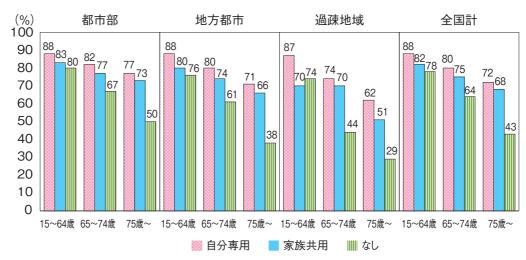
注2:都市部=都市調査の三大都市圏+地方中枢都市圏、地方都市=都市調査の地方中核都市圏+地方中心都市圏、過疎地域=町村調査の対象地域

を対象とする。

注3:本図表での値は、都市局調査結果に含まれない過疎地域を含めた調査票情報の集計値であり、都市局調査結果と一致しない。

資料:国土交通省都市局「第6回全国都市交通特性調査」都市調査調査票情報及び町村調査調査票情報を元に算出。

図表2-1-2-7 自由に使える自動車の有無による外出率の違い



注1:平成27年平日の男女計の外出率を示す。

注2:都市部=都市調査の三大都市圏+地方中枢都市圏、地方都市=都市調査の地方中核都市圏+地方中心都市圏、過疎地域=町村調査の対象地域 を対象とする。

注3:本図表での値は、都市局調査結果に含まれない過疎地域を含めた調査票情報の集計値であり、都市局調査結果と一致しない。

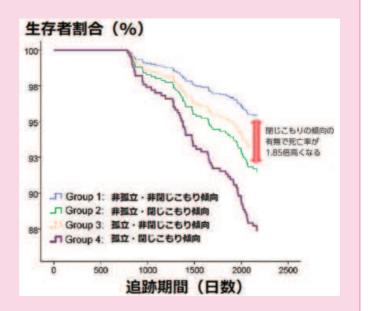
資料:国土交通省都市局「第6回全国都市交通特性調査」都市調査調査票情報及び町村調査調査票情報を元に算出。

【コラム】外出の健康への影響

外出による健康への影響については、たと えば以下のような調査結果がある。

○ 閉じこもり (買い物、散歩、通院など普段 の外出する頻度が1日1回未満の者)傾向 の高齢者は、閉じこもり傾向のない高齢者 に比べ、6年後の死亡率が1.85倍高くなる。 また、閉じこもり傾向に加え、社会的孤 立(同居家族以外とのコミュニケーション が電話やメールなどの非対面を合わせても 週1回未満の者)傾向もある高齢者では、 閉じこもり傾向も社会的孤立傾向もない高 齢者に比べ、死亡率が2.2倍高くなる。

(参照:東京都健康長寿医療センターに よる平成30年(2018年) 7月の報告。)(注)



出典: Sakurai. et al., Int Psychogeriatr. 2019

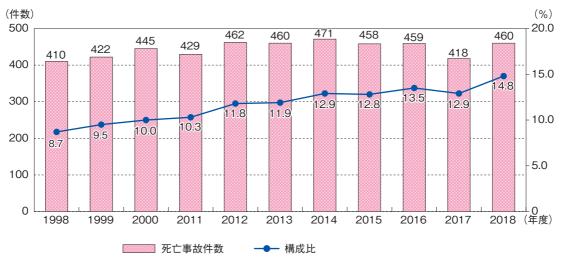
(注) 2008年から2014年に首都圏近郊(埼玉県和光市)で行った郵送調査結果(有効回答数1,023人)

(2) 高齢者の交通事故と運転免許返納の動向

① 交通事故の動向

全死亡事故件数(第1当事者2が原付以上のもの)に占める第1当事者が75歳以上の高齢運転者 である死亡事故件数の割合は、2008年の8.7%から2018年には14.8%に上昇している。免許人口あた りの死亡事故件数で見ても、75歳以上は他の年齢に比べて突出して高くなっている。

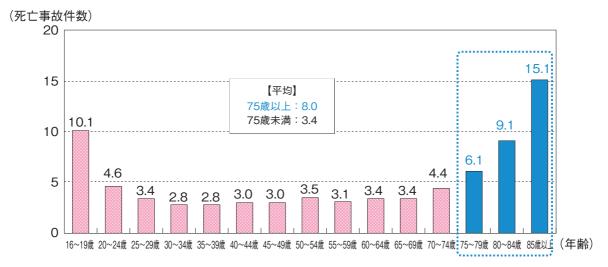
図表2-1-2-8 75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数と全死亡事故に占める割合の推移



資料:警察庁「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」(H31年3月)

² 最初に交通事故に関与した車両等の運転者又は歩行者のうち、当該交通事故における過失が重い者をいい、また過失が同程度の場 合には人身損傷程度が軽い者をいう。(出典:警察庁「交通事故統計における用語の解説」)

図表2-1-2-9 運転免許人口10万人あたりの死亡事故件数



資料:警察庁「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた運転免許制度の在り方等に関する調査研究」(H31年3月)

② 運転免許返納の動向

高齢者の運転免許非保有者数は約1,700万人であり2009年より約40万人増加している。

また、高齢者の運転免許の自主返納件数は約41万件/年であり、2009年(約5万件/年)の8.3倍に 増加している。

各年の運転免許保有者に占める自主返納者数の比率で見ても、2018年は65歳以上で2.2%、85歳 以上では11.3%まで増加しており、最近は、毎年、85歳以上の運転免許保有者の1割を超える人が 運転免許の自主返納を行っている状況である。

(人) 1,750 1,691 1,697 1,694 1,700 1,677 1.673 1.661 1.656 1.656 1.658 1,653 1,650 1,600

2013

2014

2015

2016

2017

図表2-1-2-10 高齢者の運転免許非保有者数

資料:警察庁「運転免許統計」と総務省「国勢調査」より国土交通省作成

2011

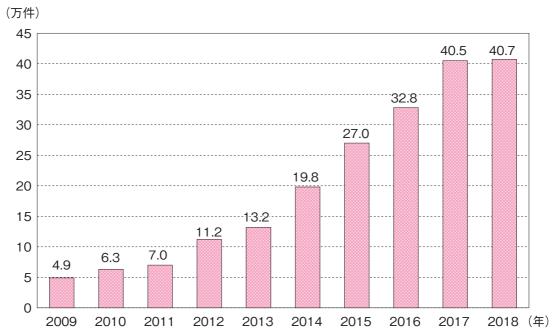
2012

2010

2009

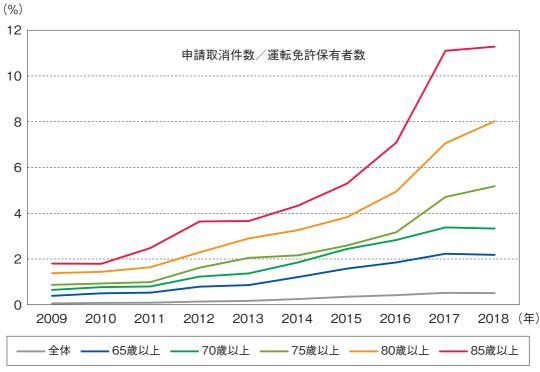
2018 (年度)

図表2-1-2-11 高齢者の運転免許の自主返納件数



資料:警察庁「運転免許統計」

図表2-1-2-12 高齢者の運転免許の自主返納件数比率の推移



資料:警察庁「運転免許統計」を元に国土交通省作成

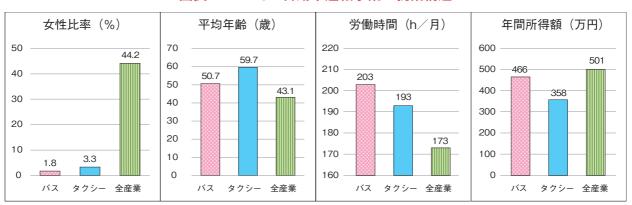
(3) 高齢化のさらなる進展がもたらす地域公共交通の担い手への影響

地域公共交通の担い手側にも高齢化の進展が大きな影響を及ぼしている。

自動車運送事業は、全産業と比べ、労働時間が長く、年間所得額は低くなっており、若年層が就 業を敬遠していることもあり、平均年齢が、全産業に比べ、バスで約8歳、タクシーで約17歳高く なっている。また、大型自動車第二種免許保有者数も15年間で約25%減少している。自動車運転の 職業の有効求人倍率を見ても、全職業平均の約2倍の水準にある。

バス、タクシーの運転手の高齢化は深刻であり、過去15年でバスは6.1歳、タクシーは5.6歳平均 年齢が上昇しており、これは全産業の2.7歳と比較しても大きくなっている。

図表2-1-2-13 自動車運転事業の就業構造



注1:労働時間=「賃金構造基本統計調査」中「所定内実労働時間数+超過実労働時間数」から国土交通省自動車局が推計した値 所定内実労働時間数=事業所の就業規則などで定められた各年6月の所定労働日における始業時刻から終業時刻までの時間に実際に労働した

超過実労働時間数=所定内実労働時間以外に実際に労働した時間数及び所定休日において実際に労働した時間数

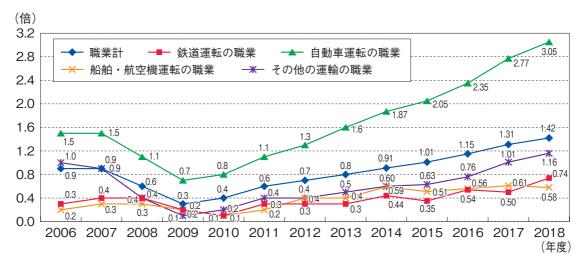
注2:年間所得額=「賃金構造基本統計調査」中「きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額」から国土交通省自動車局が推 計した値

きまって支給する現金給与額=6月分として支給された現金給与額(所得税、社会保険料等を控除する前の額)で、基本給、職務手当、精皆 勤手当、通勤手当、家族手当、超過勤務手当等を含む

年間賞与その他特別給与額=調査年前年1月から12月までの1年間における賞与、期末手当等特別給与額

資料:総務省「労働力調査」、厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」、日本バス協会「日本のバス事業」、全国ハイヤー・タクシー連合会「ハ イヤー・タクシー年鑑」、(一社)日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」から国土交通省総合政策局作成

図表2-1-2-14 自動車運送事業の有効求人倍率の推移



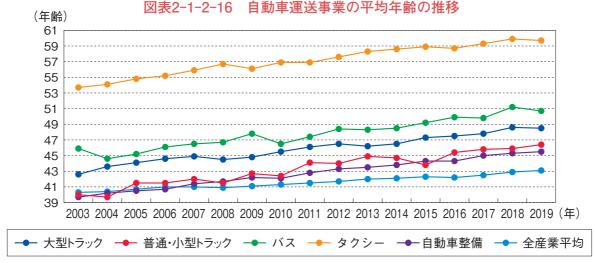
注1:パートタイムを除く常用の数字。

注2:2012年度以降は、「その他の輸送の職業」を「その他の運輸の職業」としている。

出典:厚生労働省「職業安定業務統計」



資料:警察庁「運転免許統計」より国土交通省総合政策局作成

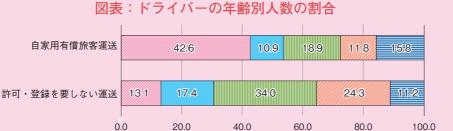


注:調査産業計のデータを「全産業平均」としている。

資料:厚生労働省「令和元年賃金構造基本統計調査」、(一社)日本自動車整備振興会連合会「自動車整備白書」より国土交通省自動車局作成

【コラム】公共交通を補完する移動手段の担い手

歩行距離の制約など高齢者に特徴的な生活実態や公共交通機関の現状等も考え合わせると、自家用有償旅 客運送(地域住民の生活に必要な輸送がバス・タクシーによって提供されない場合に、市町村やNPO法人等 が自家用車を用いて有償で輸送を行う制度) や地域の支え合いといった、公共交通を補完するような移動手 段が重要になっているが、このような事業性の低い移動手段では、その担い手の高齢化がさらに深刻となっ ている。国土交通省・国土交通政策研究所の調査によると、自家用有償旅客運送を担うドライバーの約半数が、 また、無償での移動支援(許可や登録を要しない輸送)を担うドライバーの約7割が、65歳以上となっている。 75歳以上のドライバーも多く、今後持続的なサービスを提供していくことが課題である。



Ⅲ 65~69歳

☑ 70~74歳

■75歳~

注:表は、各団体の各年齢層別の平均人数を集計したものである。

◎~59歳

出典:国土交通省・国土交通政策研究所「平成30年度 高齢者の移動ニーズに対応した旅客運送サービスに関する調査研究」より国土交通 省総合政策局作成

■60~64歳

(4) 高齢化の「外出」(まとめ)

高齢者の外出率は増加基調であったところ、2015年の全国都市交通特性調査において、初めて減 少に転じた。

前節においてみてきたように、外出は高齢者が生きがいづくりに直結する活動であるが、高齢者 の外出に占める買い物や食事の割合が大きい中、BtoC電子商取引の増加などに起因して、足下で の外出率は減少したと考えられ、今後もこのような傾向は継続する可能性が高い。

また、運転免許の有無、自家用車の有無により高齢者の外出率には大きな開きがあり、運転免許 がない場合及び自家用車を保有していない場合には外出率が約4割まで落ち込み、特に過疎地域で は約3割にまで落ち込む。

全死亡事故件数に占める75歳以上の高齢運転手の死亡事故件数の割合が増加傾向にある中、運転 免許返納者は大きく増加しており、高齢者の移動の「足」をいかに確保していくかが深刻な課題と なっている。

さらに、自らの運転に頼らない移動の受け皿となるべきバスやタクシーといった地域公共交通の 担い手は高齢化が進んでおり、高齢化の進展は、移動手段の供給の面からも影響を及ぼしている。

次章では、高齢者の移動を支え、外出を促すために実際に講じられつつある施策や先進的な取組 について見ていきたい。

高齢者の移動を支え、外出を促す、交通政策の動向

高齢者等の交通政策を巡っては、2019年4月に東京都豊島区で発生した暴走した乗用車による親 子の交通死亡事故や、同年5月に滋賀県大津市で発生した園児の交通死亡事故など、高齢運転者に よる交通事故が相次いで発生したことを受け、同年6月、「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対 策に関する関係閣僚会議」において「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」が決定され、 関係省庁一丸となって必要な施策に取り組むこととされたところである。

本章では、第1章で見てきた、我が国で進行する超高齢社会の状況、人生100年時代を生きる高 齢者の生活と生きがいづくりや外出の実態、高齢化のさらなる進展が交通にもたらす影響を踏まえ つつ、2019年6月の「昨今の事故情勢を踏まえた交通安全対策に関する関係閣僚会議」において決 定された「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」にて取り組むこととしている施策を含 め、実際に講じられつつある施策や先進的な取組について見ていきたい。

具体的には、第1節において、高齢者の移動手段としても大きな割合を占める自家用自動車での 移動について、運転に不安を覚える高齢者を支援する取組について見ていきたい。

また、自家用自動車に加えて、鉄道、バス、タクシーなどの公共交通機関が高齢者の移動手段と して重要な役割を担っているところであり、公共交通機関を維持・活性化するため、国、地方公共 団体も支援を行っているところである。今後も、高齢者の移動ニーズの増加を念頭に置きつつ、き め細かなサービスの充実等に向けた努力が継続される必要があるため、第2節において、既存の公 共交通機関を高齢者にとって使いやすいものとしていくための官民双方の取組について見ていきた 11

他方で、歩行距離の制約など高齢者に特徴的な生活実態や公共交通機関の現状等も考え合わせる と、公共交通を補完する移動手段を確保していくことも、今後重要性を増すものと考えられるため、 地域の様々な交通手段の活用に向けた取組についても見ていきたい。

また、第3節では、近年のIoTやAI等の技術革新の成果を積極的に活用することで高齢者の移動 手段の新たな選択肢となり得る新たなモビリティサービスの導入に向けた取組を、第4節でまちづ くりなどの環境整備の側面における取組を見ていき、第5節で今後の展望を示したい。

第1節 高齢者の安全運転を支える対策の推進

(1)安全運転サポート車の普及促進

高齢運転者が急速に増加していく中、高齢運転者による事故の防止と自動車の運転に不安を感じ る高齢者の移動手段の確保の両立を図ることは喫緊の課題である。その対策の一環として、事故防 止と事故時の被害軽減の効果が期待される先進安全技術を搭載した自動車をいち早く普及させるこ とが有効である。

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を受けて、歩行者も検知して自動でブレーキ を作動させる「衝突被害軽減ブレーキ」について、世界に先駆けて令和3年11月以降の国産新モデ ルから段階的に装着を義務付けることとしたほか、「対歩行者の衝突被害軽減ブレーキ」及び「ペ ダル踏み間違い急発進抑制装置」の性能認定制度の導入、後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装 置の性能認定制度の創設、及び自動速度制御装置(ISA: Intelligent Speed Assistance)に関する 技術的要件等のガイドラインの策定を行った。また、65歳以上の高齢運転者による「対歩行者衝突 被害軽減ブレーキーや「ペダル踏み間違い急発進抑制装置」を搭載した「安全運転サポート車(サ ポカー)」及び後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置等の導入支援策として、令和元年度補正 予算により、「サポカー補助金」を交付している。他方で、安全運転支援装置は、あらゆる事故を 防止することができるものではなく、機能には限界があることから、自動車ユーザーが過信しない よう、周知・啓発にも取り組んでいる。

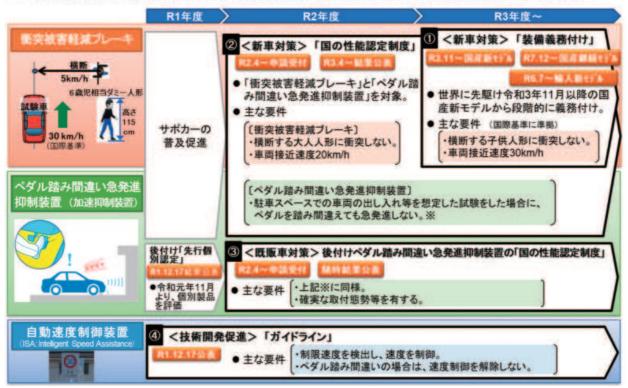
図表2-2-1-1 安全運転サポート車 (サポカーS)

名称	搭載装置				
	衝突被害軽減ブ レーキ	ベダル踏み間違 い急発進抑制 装置	車線逸脱警報	先進ライト	ロゴマーク
ワイド	O 対車両・歩行者	0	0	0	### STANCE STANC
ベーシック+	O 対車両	0			111(7)7-5 (((())) 111() hamilta 1
ベーシック	O 対車両、低速域**	0			ਪ੍ਰਮੁਲਿੰਸ -\$ ((△))

※ 作動速度域が時達30km以下

図表2-2-1-2 安全運転サポート車の普及推進等

交通安全緊急対策(令和元年6月18日)に係る乗用車等の車両安全対策の措置方針(一覧) ~ ①の法令は令和2年1月31日に公布、②、③の法令は同年3月31日に公布、④のガイドライン本体は令和元年12月17日に公表 ~



(2) 限定条件付免許制度の検討

「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」では、安全運転支援機能を有する自動車を前 提として高齢者が運転できる免許制度の創設に向け、関係省庁が連携して検討を行い、性能認定制 度の導入等の結論を得た上で、2019年度内に結論を得ることとされた。

本決定等を踏まえ、警察庁開催の「高齢運転者交通事故防止対策に関する調査研究」分科会が 2020年3月に取りまとめた最終報告書においては、自己の運転能力の低下を自覚した高齢者等が、 自主的な申請によって、限定条件の付与を受けたり、新規に限定条件付免許を取得したりする限定 条件付免許制度を設けることが、高齢者等の安全運転やモビリティの確保に資するとされた。また、 限定条件付免許の内容としては、衝突被害軽減ブレーキ等の先進安全技術を搭載した安全運転サ ポート車に限定する運転免許の条件を、制度として設けることが考えられるとされた。

これらを踏まえ、同年6月、第201回国会において、高齢運転者対策の充実・強化を図るための 規定の整備等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が成立した。今回の改正では、75歳以 上の運転免許を受けた者で一定の要件に該当するものは、運転免許証の更新時に、運転技能検査を 受けていなければならないこととするとともに、都道府県公安委員会は、運転技能検査の結果によ り運転免許証の更新をしないことができることとした。また、運転免許を受けた者は、都道府県公 安委員会に、運転することができる自動車を一定の機能を有する自動車に限定する条件その他の一 定の条件を、その者の運転免許に付することを申請することができることとした。

(3) 高齢運転者に優しい道路環境の構築

重大事故に繋がる可能性の高い高速道路での逆走は、2日に1回以上の割合で発生し、逆走した 運転手の約5割が75歳以上となっている(2011年1月~2019年12月)。このため、2029年までに逆 走による重大事故ゼロを目指し、民間公募新技術の展開や画像認識技術等を活用した路車連携技術 の開発に取り組んでいる。

地域における旅客運送サービスの確保・充実に向けた取組 第2節

人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを 増している一方で、高齢者の運転免許の返納が年々増加しており、地域の暮らしと産業を支える移 動手段を確保することがますます重要になっている。

こうした状況を踏まえ、交通政策審議会交通体系分科会地域公共交通部会において、2019年9月 から5回にわたる議論を経て、2020年1月に、地域ごとに地方公共団体が中心となって、国が予算 面やノウハウ面から支援を行いつつ、既存の公共交通サービスについて、最新技術等も活用しつつ、 その改善を図ることに加え、既存の公共交通だけでは対応できない場合には、自家用有償旅客運送、 福祉輸送、スクールバス等の多様な輸送資源を総動員して、地域の移動ニーズにしっかり応えられ る体制を強化すべき、との中間とりまとめ「持続可能な地域旅客運送サービスの提供の確保に向けた 新たな制度的枠組みに関する基本的な考え方~地域交通のオーバーホール~|がとりまとめられた。

これを受け、国土交通省では、「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進する ための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案」を第201回国会に 提出し、2020年5月に成立した。(以下「改正活性化再生法」という。)

本節では、同中間とりまとめや改正活性化再生法等に基づく今後の取組の方向性について、先行 する事例の紹介を交えながら、見ていきたい。

(1)地域が自らデザインする地域の交通

① 地域公共交通計画の作成

「地域が自らの公共交通体系について主体的に検討する」という考えの下、2007年に地域公共交 通の活性化及び再生に関する法律が制定された。

2014年の同法の改正においては、地域の総合行政を担う地方公共団体が先頭に立って、関係者と 適切に役割分担しながら、まちづくりや観光振興等の地域戦略と連携しつつ、地域にとって最適な 公共交通ネットワークの形成を、関係者の合意の下で実現していくための枠組みを構築した。

同法に基づき、2020年3月末までに585件の地域公共交通網形成計画が国土交通大臣に送付され、 38件の地域公共交通再編実施計画が国土交通大臣の認定を受けるなど、持続可能な地域公共交通 ネットワークの形成に向けた取組が進められてきた。

このように、地方公共団体が中心となって、関係者との議論を踏まえ法定計画を作成し、それに 基づく取組を進めることで、地域の移動手段を確保するという認識が多くの地域で広まっていると ころである。

一方、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化等で地域公共交通の経営環境が悪化し、路線廃止 等が相次いでいる状況を踏まえ、地域が作成する法定計画については、「地域公共交通のネットワー クの形成」にとどまらず、「持続可能性のある地域の移動手段となるサービスの提供の確保」とい う次のステージに移行する必要がある。

このような観点から、改正活性化再生法においては、原則として全ての地方公共団体において、 これまでの法定計画を活かしつつ、まちづくり(立地適正化計画等)、観光、医療、福祉、教育、 情報、物流等の分野と連携し、公共交通事業者による旅客運送サービスの改善・充実に加え、自家 用有償旅客運送やスクールバス、福祉・介護輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業等の既存の民 間事業者による送迎サービス、物流サービス等、「地域における輸送資源を総動員」することで、

持続可能な地域の旅客運送サービスの提供を確保することを目的とする法定計画(地域公共交通計 画) に見直すこととしている。

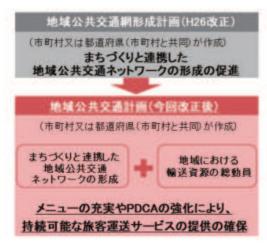
基本方針(国土交通大臣・総務大臣が策定) 地域公共交通計 新地域 (###大公共団体が策定) K客連送 B業計画 有其其前 COMM 協議会を開催し策定 (地方公共団体・交通事業者・道路管理 陸西用車等 者・利用者・学識者等から構成) (事業者) *** 地域公共交通特定事業 (必要に応じて に事業実施を記載できる) 鉄道事業 再構築事業 鉄道の上下分 難等) **新福·斯·** 通路運送 (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) (事業者) 871 軌道運送高度化 連鉛運送高度 実施計画 実施計画 海土運送高度化 実施計画 非常在 《地方公共団体 NET PERM (事業者) 国土交通大臣が認定 国土交通大臣が認定 法律の特例措置 法和特别置 法和特别推

図表2-2-2-1 改正活性化再生法のスキーム

地域住民等も含め、地域の関係者が、地域公共交通の確保・維持の必要性や意義、その利用や公 的負担をめぐる客観的な状況等について、情報及び認識を共有し、PDCAを着実に図ることで財政 面も含めたサービスの持続可能性を確保することが重要である。そのため、地域公共交通計画にお いては、定量的な目標(利用者数、収支率、公的負担額等)を設定するとともに、原則として、毎 年度、実施状況の分析・評価を行うように努めることとしている。

目標を設定する際、人の移動がもたらすクロスセクター効果(健康、福祉、医療、まちづくり、 観光等への影響)を考慮した目標設定も重要である。あわせて、地域の実情に応じて、地域公共交 通を確保・充実する目的に即した指標(例:外出回数の増加や目的地の変化、送迎頻度・時間の減 少、利用交通手段の変化、高校生の利用の増加等)を設定することも有効と考えられる。

図表2-2-2-2 地方公共団体による地域公共交通計画の作成





【コラム】 クロスセクター効果で測る地域公共交通の定量的な価値

地域公共交通は経済の活性化や健康の増進、観光振興など、多面的に効果が波及するものである。 他方、過疎地域などでの地域公共交通に対して補助金等の財政支出がなされている中、これまで企業が独立 採算で運営していた事業に補助金を継続して投入することに否定的な意見も少なくない。こうした場合、地 域公共交通が有する多面的な効果(クロスセクター効果)を定量的に算定することで、補助金等を用いて地 域公共交通を維持するかどうかの必要性を検討することが可能になる。

クロスセクター効果(CSE=Cross Sector Effects)とは、「地域公共交通を廃止した時に追加的に必要とな る代替的・追加的な政策費用」と「現在の地域公共交通の運行に係る補助金等の財政支出」を量的に比較し、 現在の財政支出が効果的な支出と言えるかどうかを検証するものである。「代替的・追加的な政策費用」(分 野別代替費用)としては、たとえば、これまで地域公共交通を使って通院していた高齢者等が引き続き通院 できるようにするための送迎バスの運行経費や通学のためのスクールバス運行経費、土地の価格低下等によ る税収の減少額などが考えられる。

具体的な事例で見てみると、兵庫県福崎町では、同町がコミュニティバスに支出する経費が年間1.690万円 であるのに対し、コミュニティバスを廃止した場合の分野別代替費用が年間2.240万円であり、CSEは550万 円となることから、コミュニティバスに対する経費は地域を支える効果的な支出として評価できると考えら れる。(下図参照)

また、コスト面に限らず地域公共交通の多面的な効果を分析している例として、富山県富山市では、自立 した状態の75歳以上の高齢者について、同市が発行する公共交通の割引パス「おでかけ定期券※」を継続利 用している人とそうでない人の要介護認定率等の変化を比較し、おでかけ定期券の政策効果を評価している。



これによると、おでかけ定期を 8年間継続的に利用した人は 72.3%が自立状態を維持したの に対し、おでかけ定期を継続的 に利用しなかった人ではその割 合が53.4%にとどまっており、 おでかけ定期券を利用して積極 的に外出することにより、介護 予防につながっていると考えら れる。この他、コミュニティバ スの助成金の適否、地方鉄道存 続問題に対する判断材料の提供 などクロスセクター効果の算定 事例が増加している。

※富山市内在住の65歳以上の方が市内各地から 中心市街地へ移動する際に、公共共通機関を 1乗車100円で利用できる定期券

資料: 土木学会論文集D3(土木計画学)クロ スセクター効果で測る地域公共交通の 定量的な価値 西村 和記・東 徹・土 井 勉・喜多 秀行, 2019年12月

② 地方公共団体への通知、意見提出の仕組みの創設

地方公共団体が中心となって、交通事業者等地域の関係者の連携・協働の下で法定計画を策定し、 効果的に実施していく必要性が高まっている一方で、路線バスに係る新規参入等については、道路 運送法に基づき、国と交通事業者との間で許認可手続きを経ることとなっており、地方公共団体は、 新規参入等の申請に係る情報を把握することが困難となっていた。

このため、地方公共団体が、こうした情報を速やかに把握し、地域における関係者の実効的な協 議につなげることで、地域公共交通活性化再生法に基づく法定計画の迅速な作成・見直しや円滑な 実施が可能となるよう、2020年に道路運送法を改正し(以下「改正道路運送法」という。)、路線バ スに係る新規参入等の申請があった場合には、国土交通大臣が地方公共団体に対し、その旨を通知 することとしている。

また、改正活性化再生法においては、地域公共交通利便増進実施計画(現行の地域公共交通再編 実施計画を見直し)を策定し、国土交通大臣の認定を受けている地方公共団体は、法定協議会を活 用し、関係者と協議したうえで、計画に与える影響を実証的・定量的に明らかにして、国土交通大 臣に対し意見を提出することができることとし、地域の意見を反映する仕組みを創設している。

(2) 既存の公共交通サービスの改善の徹底

① 乗合バス等のサービス改善

政令市、中核市等の都市部においては、幹線軸となる鉄道、LRT、BRT等の整備・機能向上を 図ることが重要である一方で、路線バス等の中心部路線やそのダイヤを一体的に改善すれば、公共 交通の競争力強化やバス事業者の収支改善を通じて、周辺部路線の存続見通しが好転する可能性も ある。これまで以上に、地方公共団体と交通事業者、交通事業者間の連携・協働の取組を促し、移 動者目線を徹底して、既存サービスの改善を図る必要がある。

地域の限られた資源で利用者の利便を増進するには、交通事業者間の路線、ダイヤ、運賃等のサー ビスの連携・協働が不可欠であるが、これまで複数の乗合バス事業者等によるダイヤ、運賃等の調 整は、独占禁止法の規制(カルテル)に抵触するおそれがあることから困難となっていた。

そこで、2020年5月に成立した「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基 盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例 に関する法律」により、一定の場合に独占禁止法の規定が適用除外となり、複数の乗合バス事業者 等による共同経営(運賃・料金、路線、運行回数等の調整)が可能となった。

また、改正活性化再生法においても、地方公共団体の関与の下、きめ細やかなサービス向上を促 進する制度(地域公共交通利便増進事業)を創設し、バス事業者が「等間隔運行」、「定額制乗り放 題運賃 | 等に取り組む場合、各事業法における届出がなされたこととみなす等、手続きの円滑化を 図ることとしている。

図表2-2-2-3 乗合バス及び地域銀行に関する独占禁止法の特例法について

乗合バス及び地域銀行に関する独占禁止法の特例法について

(地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律)

目的

この法律は、人口の減少等により乗合バス事業者及び地域銀行 (「特定地域基盤企業」と総称) が持続的にサービスを 提供することが困難な状況にある一方で、当該サービスが国民生活及び経済活動の基盤となるものであって、他の事業者による 代替が困難な状況にあることに鑑み、合併その他の行為について独禁法の特例を定め、特定地域基盤企業の経営力の強化、 生産性の向上等を通じて、将来にわたってサービスの提供の維持を図ることにより、地域経済の活性化及び地域住民の 生活の向上を図り、もって一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

構成

- 1. 総則 法律の目的(上記)、定義(乗合バス事業者(地域一般乗合旅客自動車運送事業者)・地域銀行等)
- 2. 合併等の認可等
 - 主務大臣の認可を受けて行う特定地域基盤企業 (乗合バス・地域銀行)・親会社の合併等には独禁法を適用しない
 - 申請者による基盤的サービス維持計画の提出、主務大臣の認可基準、公取委との協議
 - 主務大臣による事後的な適合命令(公取委からの措置請求が可能)
- 3. 共同経営 (カルテル) の認可等
 - 国土交通大臣の認可を受けて行う乗合バス等の共同経営には独禁法を適用しない
 - 申請者による共同経営計画の提出、法定協議会への意見聴取、国土交通大臣の認可基準、公取委との協議
 - 国土交通大臣による事後的な適合命令(公取委からの措置請求が可能)
- 雑則・罰則 主務大臣 (乗合バス→国土交通大臣、地域銀行→内閣総理大臣)、適合命令違反への罰則等 4.
- 5. 附則 - 10年以内に本法を廃止するものとする旨等

法案審議 2020年通常国会

図表2-2-2-4 地域公共交通利便增進事業

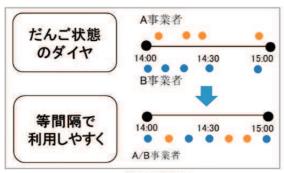
既存の公共交通サービスの改善の徹底(利用者目線による路線の改善、運賃の設定)

【現状】

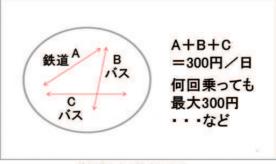
- ○地方都市のバス路線では、不便な路線・ダイヤや画一的な運賃が見直されにくく、利便性向上や運行の 効率化に支障
- 〇また、独<u>占禁止法のカルテル規制に抵触</u>するおそれから、ダイヤ、運賃等の調整は困難

【改正案】

- 〇「地域公共交通利便増進事業」を創設
 - ⇒路線の効率化のほか、「等間隔運行」や「定額制乗り放題運賃」「乗継ぎ割引運賃(通し運賃)」等のサ 一ビス改善を促進
- 〇併せて、独占禁止法特例により、乗合バス事業者間等の共同経営について、カルテル規制を適用除外 する特例を創設



等間隔運行



定額制乗り放題運賃

② タクシーの活用促進

タクシーについては、多様なニーズに応じたドア to ドアの輸送を提供することができる公共交 通機関として重要な役割を担っており、利便性を高めることにより持続可能なサービス提供の確保 を図る取組も進んでいる。

利用可能区域や利用回数などの条件の範囲内で、一定期間、定額で乗り放題の運賃サービスを提 供する一括定額運賃について、2020年3月にルール化を図った。

また、配車アプリを活用してタクシーの運賃を乗車前に確定させるサービス(事前確定運賃)に ついては、2019年10月より運用が開始している。

更に、2020年3月に、1台の車両に複数の旅客が乗車し、運賃を「割り勘」して割安にタクシー を利用できる「タクシーの相乗り」のルール化を図った。

このほか、2020年3月、既存の輸送資源を活用した地域の持続可能な交通ネットワーク構築のた め、地方公共団体の発意により、地域公共交通会議においてタクシーの営業区域の見直しが協議で きることを明確化した。

また、改正道路運送法においては、受け入れる側の地域において協議が調った場合で、輸送の安 全又は旅客の利便の確保に支障を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める場合、営業区域外運 送を可能とすることとしている。

③ 高齢者の移動支援のためのサービス改善

サービス改善に向けた地域の取組としては、現在、複数の地方公共団体において、高齢者向けに バスやタクシーの割引など、公共交通機関利用促進のための助成が導入されており、高齢者が移動 しやすいようなサービスの導入に向けた事業者等との連携も進んでいる。

【事例】運転免許返納者に対するバス運賃割引の取組(備北交通(株))

備北交通(株)は、運転免許証の自主返納者のバス利用転換・促進を図るため、2020年2月より、運転免 許を返納し同社の路線バスを利用する場合、運転経歴証明書を提示しICカードで運賃を支払うことで、バ ス運賃が半額になるサービスを開始した。

高齢ドライバーによる事故が絶えない中、運転免許返 納を促進する支援の要請が広島県警からあり、関係市町 村との協議を行ったうえでサービス実施に至った。

このサービス開始後2カ月で高齢者の I Cカード登録 者は約30名増加した。また問い合わせ等も多数あり、サー ビスへの高い関心が伺える。

このようなバス利用に係る経済的負担の軽減策によ り、高齢者が移動するための選択肢が充実されることが 期待される。



【事例】乗合タクシーによる高齢者の移動支援の取組((株)光タクシー)

郊外部を中心に交通空白地域が存在する北九州市におい て、(株) 光タクシーは「枝光やまさか乗合ジャンボタク シー」を運営。住宅が高台に位置し、狭隘で急な坂道が多 い枝光地区と商店街、医療施設等を巡回し、高齢化率が 37.9%を超える同地区の生活の足となっている。地域住民 (商店会、自治会)、交通事業者(光タクシー)及び行政(北 九州市)が協力して利用促進等を行うとともに、運賃を 200円に抑えつつ、1日56便の運行による利便性の確保を 実現している。また、同社は地元商店組合等と共同で旧福 岡銀行枝光支店をリノベーションし、演劇、ダンス、音楽 ライヴや子ども向けイベント等に利用できる「枝光本町商 店街アイアンシアター」を開設。高齢者を含めた多世代の 交流の場を作り出している。



(3) 輸送資源の総動員による移動手段の確保

① 地域の実情に合わせた車両小型化、運行形態見直し等による効率的なサービス提供

地方部を中心に、高齢者等の移動手段の受け皿となる公共交通の経営環境がますます厳しくなる 中、移動ニーズに対応したサービスを確保するためには、地域において、地方公共団体、交通事業 者等が努力や創意工夫を図りつつ、地域に潜在する資源も十分に活用して、効率的かつ効果的な取 組を進めるとともに、国が持続的に予算・ノウハウ面で支援することが必要である。その際、地方 公共団体、交通事業者等の地域の関係者の協議の下で、路線バスについては生産性の向上を図ると ともに、地域の実情に合わせてダウンサイジング等(車両の小型化、運行経路やダイヤ(頻度等) の見直し等)による最適化を図りつつ、地方公共団体の公的負担によるコミュニティバス、乗合タ クシー、タクシー等の運行、さらには自家用有償旅客運送の活用、スクールバス、福祉輸送等の積 極的活用、物流サービスとの連携により、地域の暮らしや産業に不可欠な移動手段を持続的に確保 することが重要である。

このような考え方から、改正活性化再生法においては、地域の路線バス等の維持が困難と見込ま れるに至った段階で、地方公共団体が、関係者とサービスの継続のあり方を協議したうえで実施方 針を策定し、公募により代替する輸送サービスを導入することができる制度(地域旅客運送サービ ス継続事業)を創設しており、これにより、路線バス、コミュニティバス、乗合タクシー、タクシー 等の複数の選択肢の中から、地域の実情に応じた輸送サービスの最適な組み合わせを選択すること ができることとしている。

図表2-2-2-5 地域旅客運送サービス継続事業

輸送資源の総動員による移動手段の確保(地域に最適な旅客運送サービスの継続)

- ○路線バス等の維持が困難と見込まれる段階で、地方公共団体が、関係者と協議してサービス継続のため の実施方針を策定し、公募により新たなサービス提供事業者等を選定する「地域旅客運送サービス継続事 業」を創設
 - ⇒ 従前の路線バス等に代わり、地域の実情に応じて以下のメニュー例の①~⑥ のいずれかによる<u>旅客</u>運 送サービスの継続を実現

手 続

路線バス等の維持が困難な状況に関する 乗合バス事業者等の申し出



地方公共団体が、既存の事業者を含めた関係者と、 多様な選択肢を検討・協議し、実施方針を策定し、 公募により新たなサービス提供事業者等を選定。



地方公共団体が、サービス提供事業者と連携して、 地域旅客運送サービス継続実施計画を作成、 国土交通大臣の認定を受けた場合は法律上の特例措置 (事業許可等のみなし特例等)

実施方針に定めるメニュー例

- ○地域公共交通利便増進事業等の活用により、可能な限り同一の乗合 ノ (ス事業者等による同一路線の継続(縮)・変更を含む)を目指す。
- 困難な場合には、順次①以降のメニューを検討する。
 - 東合バス事業者など他の交通事業者による継続 (縮小・変更含む)
 - (2) コミュニティバスによる継続
 - デマンド交通(タクシー車両による乗合運送(区域 ③ 運行))による継続
 - ④ タクシー (乗用事業) による継続
 - ⑤ 自家用有償旅客運送による継続
 - 福祉輸送、スクールバス、病院や商業施設等への送 ⑥ 迎サービス等の積極的活用

【事例】デマンドバスから乗用タクシーへ運行形態を見直した事例(広島県神石高原町)

広島県神石高原町では、複数の谷筋に住宅が点在する地理的特徴から非効率な運行となっていたデマンド バスを全て廃止し、高齢者等の生活交通について、運行時間を気にせずドアtoドアで移動できる乗用タクシー に一本化し、75歳以上の高齢者等が利用する際には、片道900円(5月1日以降)を超える料金を町が補助す るなどの支援策を講じている。

このような見直しにより、一乗車当たり町負担額を65%削減(5.6千円→2.0千円)するとともに、大幅な利 用者の増加(4.4千人/年→3.0万人/年)や高齢者の外出機会の創出、高齢者の運転免許返納数の大幅な増加(導 入前14人/年→導入後87人/年と5倍増)などの効果があった。

<タクシー利用に関する補助の概要>

対象者	75歳以上高齢者等
利用目的	町内であればどこでも(通院、買い物等)
利用料金	目的地まで片道最大900円(5月1日以降)(900円を超える料金は町が補助)
利用回数	1人1か月20回まで(5月1日以降)
利用できる事業者	町内タクシー事業者及び介護タクシー事業者(小型~9人乗り車両、介護車両が利用可)





【事例】AIを活用したデマンド型交通サービス((株)アイシン精機)

自動車部品メーカー大手の(株)アイシン精機では、高齢者を中心とした人々の健康維持・増進を目指した、デマンド型交通サービス「チョイソコ」を展開しており、AIを用いて高齢者の移動を支援する取組として期待される。

同社は、2018年7月より愛知県豊明市とともに実証実験を開始し、本格運行を目指している。このサービスでは、複数の利用者の目的地や送迎時刻の希望をAIを活用した専用システムにより瞬時に処理し、目的地までの効率的な走行ルートを作成している。なお、ルートの作成にあたっては、会員情報をもとに、自力で乗降するのに要する時間なども考慮している。

これにより、予約センターでは、利用者からの電話での申し込みに対して、到着予定時刻を即座に伝えることができ、ドライバーは車載ディスプレイに表示された案内に従って送迎を行うことができる。

コミュニティバスが運行していない地域と人口密度が高い地域を中心に停留所を配置し、市内の店舗や医療機関、公共施設との間を結んでおり、利用者視点では従来の定路線型のコミュニティバスに比べて利便性が高まったこと、行政視点では高齢者の外出需要を満たしつつ、コストを抑えられる点が評価されている。





② 自家用有償旅客運送の実施円滑化

過疎地域等での輸送や福祉輸送など、地域住民の生活に必要な輸送について、それらがバス・タクシーによっては提供されない場合には、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて有償で輸送を行う「自家用有償旅客運送」制度の活用を検討していく必要がある。

2019年3月末現在、地域住民等の輸送のための自家用有償旅客運送は全市町村の約3割で実施され、登録団体数については、市町村が運営主体であるものが452団体、NPO法人等が運営主体であるものが124団体、車両数については3,442両であり、また福祉輸送のための自家用有償旅客運送は全市町村の約6割で実施され、登録団体数については、市町村が運営主体であるものが109団体、NPO法人等が運営主体であるものが2,482団体、車両数については15,364両である。

自家用有償旅客運送については、改正活性化再生法において、公共交通機関を補完して、地域に おける旅客運送サービスを担う手段として明確に位置付けることとしている。

また、安全・安心な輸送サービスの提供を促進するとともに、実施主体の負担を軽減し、地域における協議を前提として、その実施の円滑化を促進することが重要である。

このため、自家用有償旅客運送の導入に当たっての検討を円滑に進めるためのプロセスガイドラインを発出するなど、地域における導入の円滑化を図っているほか、改正道路運送法において、交通事業者が自らのノウハウを通じて運行管理等実施主体に一定の協力を行う場合の制度が創設されたことを踏まえ、その運営にあたり申請手続き等の簡素化を図ることや、観光ニーズに対応するため地域住民だけでなく観光客を含む来訪者を輸送対象として法律において明確化すること等を通じて、自家用有償旅客運送の実施の円滑化を進めている。

【事例】地域住民が自らNPO法人を立ち上げ、「我がまちの移動手段」をトータルで確保(愛 媛県八幡浜市)

愛媛県八幡浜市では、過疎化・高齢化が進む中山間地域(日土地区)において、民間路線バスが撤退した ため、地域住民が自ら地域の移動手段を確保するために、行政によるハード・ソフトの両面からの全面的な 支援の下でNPO法人「にこにこ自土」を新たに立ち上げ、公共交通空白地有償運送(予約制定期運行、予約 制デマンド運行)やスクール運送に一体的に取り組んでいる。

これにより、2008年の運行開始当初と比較して、利用者数は約2.2倍(約2万人)に増加するとともに、事 業の黒字化が継続するなど、持続可能な運行を確保している。





【事例】自家用有償旅客運送を活用した地域の交流拠点つくり(NPO法人くちない(岩手 県北上市))

岩手県北上市の口内地区では、公共交通の縮小等を背景に、2010年度より自家用有償旅客運送(公共交通 空白地)を実施している。また、自家用有償旅客運送の路線バスの結節点である待合施設において、食品や お菓子、日用品などを販売する「店っこくちない」を運営し、地域の高齢者が買い物やおしゃべり、お茶飲 みなどの交流ができるスペースを設けている。公共交通の脆弱な地域において、地域住民の足を確保すると ともに、地域の交流の拠点となっている。



(店っこくちないの待合施設)



(店っこくちないの販売スペース)

資料:NPO法人くちない

【事例】業種を超えた移動サービス(近助タクシー(福井県永平寺町))

福井県永平寺町では2019年11月から、地域住民と交通事業者、日本郵便㈱、行政、トヨタ自動車㈱、県内 トヨタ販売店各社など様々な業種が連携し、自家用有償旅客運送の実施に向けた試走運行(近助タクシー) を実施している。近助タクシーは、路線バス同様に目的地が町内の主要な商業施設や病院などに限られてい るものの、自宅の玄関先から目的地まで乗り換え無しで到着することができ、車両には県内トヨタ販売店各 社の協力のもと電動ステップや手すり等を備えた高齢者でも安心して利用が出来る車両が使用されている。



図表2-2-2-6 道路運送法の改正

自家用有償旅客運送制度(平成18年創設)

概要

ロ 過疎地域での輸送や福祉輸送といった、地域住民の生活に必要な輸送でいて、それらがバス・タクシー事業によっては提供 されない場合、市町村、NPO法人等が自家用車を用いて有償で運送できるとする制度。

団体数

市町村運営有償運送(交通空白) (452団体)公共交通空白地有償運送(124団体) 【501市町村において実施】

登録等

登録要件

① バス、タクシーによることが困難

② 地域の関係者(※) により 「地域住民の生活に必要な輸送」あるとの共通認識

※地域住民、地方公共団体、NPO、バス・タクシー事業者及びその組織する団体、地方運輸局又は運輸支局等

③必要な安全体制の確保(運行管理・整備管理の責任者を選任等)

有効期間 2年(重大事故を起ごしていない場合等は3年)

上記③について、必要に応じ、監査等を実施。さらに是正命令や登録取消等の処分を実施。 指導・監督

自家用有償旅客運送に関する改正内容

交通事業者が協力する自家用有償旅客運送制度の創設



現行の輸送対象の 明確化する輸送対象 考え方 (省令に規定) <u>の考え方</u> (法律に規定) 地域住民

観光ニーズへの対応のための輸送対象の明確化



地域の交通が著しく不便であることその他交通手段の確保を 図ることが必要な事情があることを市

【期待される効果】

【利用者】 安全、安心な交通サービスの提供 【自家用有償主体(市町村等)】 業務負担の軽減、運行ノウハウの活用

【交诵事業者】 委託費の確保

- ・インバウンドを含む観光ニーズの取り込みにより、生活交通も含め、
- 地域交通の持続性が高まる ・観光客の移動ニーズに対応し、地域の観光資源の活用を図る

③ 介護サービスとの連携等

交通サービスと介護サービスとの連携等も必要な要素としてあげられる。国レベル、地方公共団 体レベルを問わず、交通担当者は福祉部門の課題を把握できていない場合も多く、また福祉担当者 が輸送事業の制度を十分に知らないことも多い。そうした情報の断絶が効果的な取組を阻んでいる 面があるため、地方公共団体における部門間の情報共有や協働により、効果的な対策の実現を図る ことが重要である。

地域によっては、移動手段の確保のため、当該地域の支え合いによって移動の足を支えることも 選択肢として求められる場合がある。このような地域の支え合いによる輸送は、道路運送法の許可・ 登録を要しない範囲での輸送等により実施される場合もあるが、バス・タクシー・自家用有償旅客 運送と異なり、輸送の安全及び利用者の保護のための措置をどう担保していくか等の課題もある。

このほか、介護保険制度においては、生活上の支援を必要とする高齢者に対する移動支援サービ スを提供するにあたって、その運営にかかる経費を支援する制度が設けられているなど、地域の実 情に応じて、移動支援を含めた生活支援サービスの確保に向けた取組が進められている。

道路運送法の許可・登録を要しない運送については、その態様に関する考え方を明確化し、2017 年度末に情報提供を行うとともに、2019年にはパンフレットでの周知を行った。

【事例】病院の送迎バスを活用した取組(千葉県大網白里市)

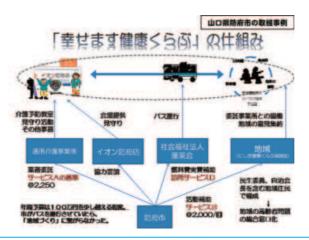
大網白里市では、市内の「季美の森整形外科」の送迎用ワゴンバスを利用して、市内在住の65歳以上の高 齢者を対象として高齢者の外出支援を行っている。利用者は、市内の一部区間を除いてどこでも無料で乗降 ができる。市は運行に係る保険料を負担し、その他の運行費用については病院が負担している。





【事例】住民、社会福祉法人、介護事務所、商業施設が一体となった移動支援(川口県防府市)

防府市では、介護予防と買い物支援を一体的に提供する「幸せます健康くらぶ事業」が展開されている。 この事業では、大型ショッピングモールの敷地内に通所型サービスの会場提供を受けており、地域住民は1 回のお出かけで、介護予防教室への参加と買い物の両方が可能である。事業の実施に当たっては、地域住民 がサービスの運営や利用者の掘り起こしを実施し、社会福祉法人が大型ショッピングモールへの送迎を実施 するなど複数の主体が連携している。このような取組を参考に、地域住民が中心となって類似の取組が3カ 所で展開されている。



【事例】 地域住民自らの外出促進に向けた取組(「そら豆バス」(千葉県南房総市))

千葉県南房総市富浦地区において、地域ボランティアが、耕作放棄地を無償借用して栽培したそら豆の販 売収入を利用して「そら豆バス」を運行している。「そら豆バス」は利用者からの代金は受け取らず、近くの 近隣のスーパーへの定期的な買い出しに使われており、公共交通機関が脆弱な地域において、地域住民自ら が高齢者の見守りを行うとともに、外出機会を創出し、生きがいや健康維持につなげることを目指している。

図表2-2-2-7 高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット



URL:https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei_transport_tk_000120.html

④ 貨客混載等

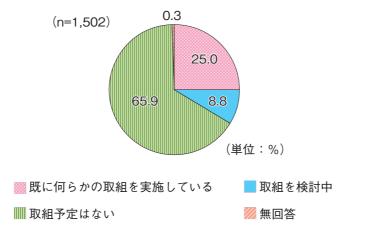
路線バスの空きスペースを有効活用して貨物も同時に運ぶ「貨客混載」や、スクールバスや送迎 バス等を路線バスに一本化すること等によって、路線バスの生産性を向上させ、バス路線の維持を 図る手法も重要である。

「貨客混載」については、乗合バスについては全国で、貸切バス、タクシー、トラックについて は過疎地域において、旅客運送事業と貨物運送事業の「かけもち」による生産性向上を可能とする 措置を講じたところである。更に、改正活性化再生法においても、旅客運送事業における貨物の運 送等を実施しようとする場合に必要となる許認可手続きをワンストップで可能とする制度(貨客運 送効率化事業)により、貨客混載の導入の円滑化を図っている。

また、スクールバスや送迎バス等を一般客も利用可能な形にする「混乗」で、高齢者の利用可能 性を拡大することも考えられる。

こうした交通モード間の連携については、約1/4の市区町村がすでに何らかの取組を実施して おり、約1割の市区町村が現在取組を検討中である。特に、過疎地域を含む市区町村では取組が進 んでいる。具体的な取組内容としては、スクールバスや病院・企業送迎等を他の交通への統合する 取組、スクールバス等に混乗する取組、複数の交通の運行を調整する取組などが実施、検討されて いる。

図表2-2-2-8 スクールバスへの混乗等の連携についての取組の実施状況



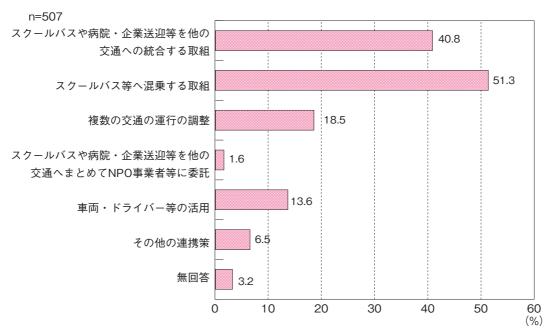
資料:国土交通省総合政策局による全市区町村を対象とした調査(2019年12月実施)。回答のあった1502市区町村について集計。

図表2-2-2-9 スクールバスへの混乗等の連携についての取組の実施状況(過疎地域の有無別)



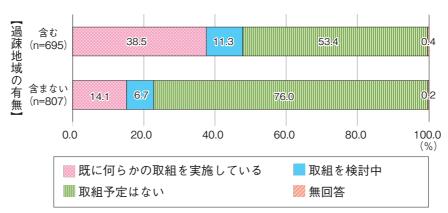
資料:国土交通省総合政策局による全市区町村を対象とした調査(2019年12月実施)。回答のあった1502市区町村について集計。

図表2-2-2-10 スクールバスへの混乗等の連携についての具体的な取組



資料:国土交通省総合政策局による全市区町村を対象とした調査(2019年12月実施)。スクールバスへの混乗等の連携についての取組を実施中、 検討中と回答のあった507市区町村について集計。複数回答。

図表2-2-2-11 スクールバスへの混乗等の連携についての取組の実施状況(過疎地域の有無別)



資料:国土交通省総合政策局による全市区町村を対象とした調査(2019年12月実施)。回答のあった1502市区町村について集計。

【事例】スクールバスと路線バスの役割分担の見直し (群馬県下仁田町)

下仁田町を運行する路線バスは、ダイヤ改正や車両の小型化などが図られてきたものの、利用者が年々減 少し、運行の維持が厳しい状況であった。一方で、2012年4月に町内4つの小学校が閉校、新たに1つの小 学校が発足することに伴い、スクールバスの拡大が必要となった。利用者へのアンケート調査や路線バスと スクールバスの乗降調査等を実施したところ、路線バス利用者については、スクールバスの活用により路線 バスの代替が可能であることが見込まれるという結果となった。

そこで、2012年4月より、スクールバス運行時間帯においては一般住民も無償で利用可能とするとともに、 スクールバス利用時間帯以外については、路線バスを町が事業主体となる自家用有償旅客運送に切り替え、 有償運行を開始した。

○運行便数	THE RESERVE OF THE PARTY OF THE	8便 スクールバス		しもにたバス				
	路線	往路	復路	計	往路	復路	āt	合計
	馬山線	6	7	13	2	2	4	17
	中之岳線	3	4	7	2	2	4	11
	初鳥屋線	3	4	7	2	2	4	11
	市野萱線	5	5	10	3	4	7	17
	青倉線	4	4	8	2	2	4	12
	計	21	24	45	11	12	23	68
○運行時間帶 ○車両 ○運賃	しもにた 10台: スクール	バス: スクール バス:	8:30~	15:00 7台、 混乗)(平E しもに 者含も	D、土E たバス:]•休[

Oスクールバス	としもはなバス」の運行	イメージ(平日)
スクールバス	しもにたバス	スクールバス
スクールバス登校時	市町村運営有償運送による	スクールバス下校師
児童生徒 + 一般利用者	しもにたパス	児童生徒 + 一般利用者
無料	有 料	無料



新たなモビリティサービスの導入に向けた取組 第3節

(1) グリーンスローモビリティ

グリーンスローモビリティとは、時速20km未満で公道を走る4人乗り以上の電動パブリックモ ビリティを指す。環境に優しく、低速のため近距離移動を得意とし、既存の公共交通を補完するモ ビリティとして、高齢者をはじめとする地域住民や観光客の移動手段、地域の賑わい創出など、幅 広い場面での活用が期待されている。さらに、単なる移動手段というだけではなく、運転手と乗客 や乗客同士のコミュニケーションが弾み、乗って楽しい公共交通という特徴を持つことから、高齢 者のお出かけ支援や見守りなどにも資するものである。国土交通省では、2018年度から、地域に2 ~4週間、車両を無償貸与し、専門家がアドバイスを行う「グリーンスローモビリティの活用検討 に向けた実証調査支援事業 | を行っている。2019年4月には広島県福山市で全国初となるグリーン スローモビリティを用いたタクシー事業が開始されるなど、2020年4月現在、16地域での継続的な 運行が確認されている。環境省と連携した車両購入費補助事業等も合わせて、引き続きグリーンス ローモビリティの普及促進に向けた支援を継続していく。

【事例】高齢者の移動手段確保の観点から活用されているグリーンスローモビリティの事 例(町田市)

2019年12月、東京都町田市鶴川団地において、社会福祉法人悠々会が買い物等のお出掛けに困っている高 齢者を対象としたグリーンスローモビリティによる送迎サービスを開始した。グリーンスローモビリティを 活用した自家用有償旅客運送は全国初の事例となる。利用対象者は、介護保険で「要支援」の認定を受ける など外出が難しい当団地の高齢者であり、利用するには、事前登録(登録料は年間500円)し、前日までの電 話予約が必要となる。また、ドライバーは、講習を受けた地域のボランティアが担っている。

鶴川団地は1960年代後半に小高い丘の上に建設された坂のある大規模団地であるが、このような急速に高 齢化が進むニュータウンは全国各地に存在しており、そうした地域での高齢者の移動手段となる先進的な事 例として、今回の事業化は大変意義深いものである。



(町田市での送迎サービスの様子) 資料:株式会社モビリティワークス

(2) 超小型モビリティ等

超小型モビリティとは、自動車よりコンパクトで小回りが利き、環境性能に優れ、地域の手軽な移動 の足となる1人~2人乗り程度の電動車両を指す。従来の自動車ニーズの隙間を埋めるものであり、 超高齢化社会への対応や地球温暖化対策、地方創生、観光振興などにおける役割が期待されている。

超小型モビリティについて、公道走行を可能とする認定制度が創設されるとともに、超小型モビ リティを重点的に支援する補助が実施されている。

さらに、近年、電動アシスト自転車、電動車いすといった多様なモビリティが登場し、高齢者の 移動に関する選択肢としても期待されている。国土交通省では、経済産業省と連携し、これらの多 様なモビリティの普及促進を図っている。

【事例】中山間地域における超小型モビリティの活用(愛知県豊田市)

愛知県豊田市では、中山間地域の住民が地域の課題やニーズを踏まえて超小型モビリティを改造し、車両 を「里モビ」の愛称で活動する名古屋大学COI事業「里モビサークル」の実証実験が2016年度から実施され ている。

2016年度から2018年度は、名古屋大学が中心となり改造車両を地域住民に貸し出しながら、関係者や利用 者などが集まる「里モビサークル」として活動し、中山間地域でも使いやすいように車両の改造などを行い、 日常的に利用してもらうことで、超小型モビリティの有用性や移動支援の可能性について検証を行った。

2019年度からは、より地域に根差した活動とするため、主に利用者で構成される「里モビ互助会」が設立 され、車両の貸し出しや維持管理などが住民主体で運営されている。





(3) 自動運転

自動運転システムは、従来は運転者(人間)が実施していた運転タスクを自動運転システムが実 施していくという点で、自動車の根本的な構造を変化させるとともに、交通に関連する様々なデー タと連携することで、より安全かつ円滑な運転を可能とするものである。今後10~20年の間に急速 に普及していくことが予想されており、特に高齢者等の移動困難者や過疎地域等地方における移動 手段の確保、ドライバー不足への対応等の課題に対しても、早期実用が期待されている。

現在、駅などから目的地までの短距離を結ぶ「ラストマイル自動走行」の実証実験では、2020年 度中に、遠隔型自動走行システムを用いた無人自動運転移動サービスを実現すべく取組が行われて いる。また、高齢化が進行する中山間地域における高齢者等の生活の足の確保等のため、生活に必 要なサービスが集積しつつある道の駅等を拠点とした自動運転サービス等の実証実験が行われてお り、2019年11月に道の駅「かみこあに」において自動運転サービスを本格導入した。

図表2-2-3-1 ラストマイル自動走行実証

ラストマイル自動走行実証(自動運転による移動サービス実証)



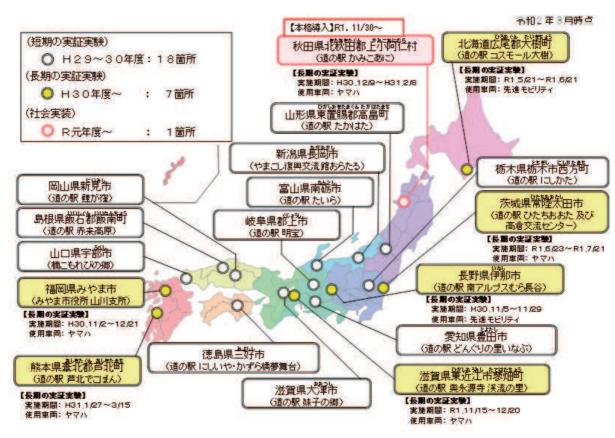
■ 2020年産に限定地域での無人自動運転移動サービスを実現するため、モデル地域での 事業性検討及び車両技術の開発を実施

2019年度のポイント 【地域事業者によるサービス実証】 (車両技術の開発) 【中型自動運転バスの実証評価】 ・中型自動運転バスを開発(2台) ・地域事業者の運用による6か月移動サー 周辺環境の認識技術を向上 ビス実証を実施 遺隔型自動走行システムを活用した。遺 ・実証を行う運行事業者を6~8月に 隔操作者による3台の模擬実証 公募し、10月16日に5つのバス運行 〈福井県永平寺町〉 事業者を選及 まちづくりZENコネクト ・小型バスを用いたプレ実証を実施 1人で3台を遠隔監視・操 作を模擬実証(車内保安 4月25日~5月24日 (1か所) 6月24日~12月20日 ・来年度の実証に向けた準備を実施 運転手有り <沖縄県北谷町> 北谷タウンマネジメント& モビリティサービス合同会社 7月31日~1月30日 中型自動運転バス 小型パスプル実証

2020年度のポイント

- ■本格導入に向けた試験運用:2020年度中での事業化に向けた移管準備としての試験運用
- ■無人回送による実証評価:無人回送の実証評価及び、遠隔操作者による3台以上の車両運行の実証評価
- ■中型自動運転バスの実証評価:中型バス(2台)を用いた、5つのバス運行事業者による実証評価

図表2-2-3-2 道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験の実施箇所



【事例】 道の駅等を拠点とした自動運転サービス(秋田県北秋田郡上小阿仁村)

上小阿仁村では、高齢化の進展とともに高齢者の生活の足や物流の確保が課題であり、2019年11月より、 道の駅「かみこあに」を拠点とした自動運転サービスを開始している。

走行ルートは道の駅「かみこあに」を拠点に全長4kmのルートであり、地域の協力を得て、一部区間で期 間を限定して一般車両が進行しない専用区間を確保している。また、走行中は地元の有償ボランティアが運 行を監視し、ハンドル操作等は行わない。

その他、道の駅等を拠点とした自動運転サービスの実証実験が全国で進められており、順次社会実装の実 現を目指している。

道の駅「かみこあに」を拠点とした自動運転サービスの社会実装について



道の駅「かみこあに」を拠点とした自動運転サービスの様子





(4) MaaS

MaaS(マース: Mobility as a Service) はスマホアプリ又はwebサービスにより、地域住民や旅 行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービ スを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスであり、新たな移動手段(AI オンデマンド交通、シェアサイクル等)や関連サービス(小売り、医療)も組み合わせることが可 能なサービスである。MaaSは交通結節点の整備等のフィジカル空間の取組とも連携することで、

既存の公共交通の利便性の向上や、地域における移動手段の確保・充実に資するものであり、その 普及により、高齢者等が自らの運転だけに頼らず、ストレスなく快適に移動できる環境が整備され ることが期待できる。

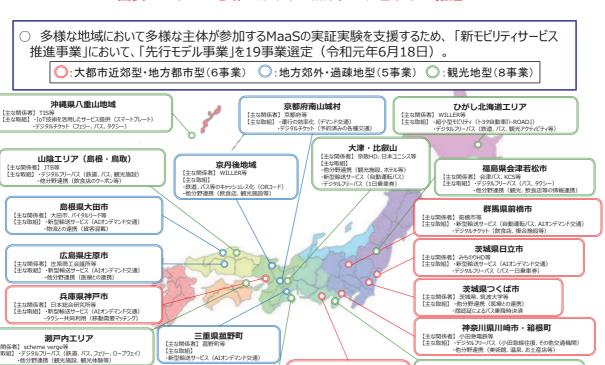
2019年度には、国土交通省及び経済産業省が、新たなモビリティサービスの社会実装を通じた移 動課題の解決及び地域活性化を目指し、地域と企業の協働による挑戦を促すプロジェクトである「ス マートモビリティチャレンジ」を開始し、全国各地での実証実験を支援するとともに、最新の知見 の共有や地域の関係者の連携を深めることを目的に、全国8ヶ所でのシンポジウムを開催した。国 土交通省においては、「都市と地方の新たなモビリティサービス懇談会」中間とりまとめ(2019年 3月)を踏まえ、地域特性に応じたMaaSのモデル構築を進めるため、2019年6月に全国の牽引役 となる先駆的な取組を行う「先行モデル事業」を大都市近郊型・地方都市型で6地域、地方郊外・ 過疎地型で5地域、観光地型で8地域の19地域選定し、実証実験への支援を行った。経済産業省に おいては、先駆的に新しいモビリティサービスの社会実装に取り組む地域とともに、事業計画策定 や効果分析等を行うため、「パイロット地域分析事業」を13地域で選定し、実証実験等への支援を 行う中で、ベストプラクティスの抽出や横断的な課題の整理等を行った。

また、MaaSを提供するためには、交通事業者等の関係者がそれぞれのデータを円滑に連携する ことが重要となる。このため、国土交通省では2019年9月より有識者等から構成される検討会を開 催し、2020年3月に「MaaS関連データの連携に関するガイドライン」を策定した。

図表2-2-3-3 MaaSとは



図表2-2-3-4 地域におけるMaaSプロジェクトの推進



図表2-2-3-5 MaaS関連データの連携に関するガイドライン

三重県志摩地域

【主な関係者】近鉄GHD等

【主ない。 【主な取組】 ・新型輸送サービス(AIオンデマンド交通) ・デジタルフリーパス(鉄道、バス、フェリー、

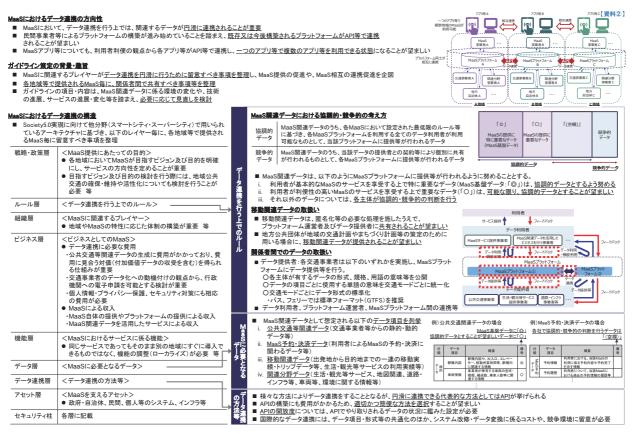
静岡県静岡市

型輸送サービス(ATオンデマンド相乗タク

・-) 地域交通系ICカード連携(ルルカカード)

静岡県伊豆エリア

【主な関係者】東急、取乗日本 【主な取組】・デジタルプリーパス(鉄道、パス) ・キャッシュレスによる観光体験(飲食、温泉等)



【コラム】 欧州におけるRural MaaSの動き(フィンランド:Kyläkyyti(キラキーティ))

フィンランドの郊外では、地方版MaaSとしてRural MaaSの取組が進んでいる。

これまでMaaSは、多種多様な交通モードをシームレスにつなぐことのできる都市部において発展を遂げ てきた。一方、人口規模が小さく、利用可能な交通手段が限られる地方部におけるMaaSの取組が、ロヴィー サ等のフィンランドの郊外にて2019年から開始されている。

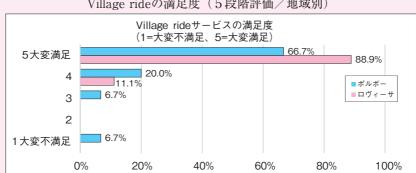
フィンランド郊外の複数地域において、民間企業Kyyti(キーティ)が、アプリKyläkyyti(キラキーティ) を用いたRural MaaSの取組としてVillage rideの実証実験を行っている。Village rideはミニバスを用いた郊 外地域の移動サービスであり、利用者は乗降場所をアプリ上で自由に指定することができる点で、バスとタ クシーの特徴をあわせもつ形態の交通手段と考えられる。また、利用者は予約から支払までを一括してアプ リ上で行うことができる。なお、Village rideの取組はフィンランド・イノベーション基金(Sitra)による支 援を受けている。

フィンランド南部のウーシマー県に属するロヴィーサ地域では、2019年1月から6月までの期間でVillage rideの実証実験が行われている。乗車の予約から支払までは全て、アプリKvläkyvtiを通じて行われ、乗車場 所及び目的地並びに乗車人数に鑑み、同方向に移動する複数人の相乗りによる運行がなされる。2019年1月 の実証実験時点での料金体系では、1回あたり10km未満の移動で3ユーロ、10km以上の移動で5ユーロで あり、運行時間帯は平日の午前5時30分から7時30分まで及び午後4時から7時までとなっている。また、 同じくウーシマー県に属するポルボー地域においても、2019年1月から5月までの期間でVillage rideの実証 実験が行われている。

2つの地域における実証実験の結果に関して、調査報告がなされている。ポルボー地域におけるVillage rideの利用者数は69人であり、1回の移動を1トリップとした総トリップは363、ミニバスが運行したルート は281であった。一方、ロヴィーサ地域におけるVillage rideの利用者数は16人であり、1回の移動を1トリッ プとした総トリップは139、ミニバスが運行したルートは119であった。

また、Village ride利用者のうち、既存交通モード(徒歩移動を含む)からVillage rideへどの程度の利用の シフトが発生したかに関する調査報告がなされている。この点、ロヴィーサ地域では徒歩移動の44.4%が Village rideへシフトしたとして最も多く、自転車及び自動車からVillage rideへのシフトは共に33.3%となっ ている。

Village rideの運行サービスの満足度について、5段階評価(5が最も満足度が高い)による調査報告がな されている。ポルボー地域では、全体利用者のうち66.7%が、ロヴィーサ地域では、全体利用者のうち88.9% が大変満足と回答している。



Village rideの満足度(5段階評価/地域別)

資料)VTT(報告書Alueellisten liikkumiskokeilujen vaikutusarvioint) https://cris.vtt.fi/ws/portalfiles/portal/26817394/ALPIO vaikutusarviointi.pdf(2020年4月3日閲覧)

【コラム】 高齢者とインターネット

インターネットを利用する高齢者のうち、移動中の交通機関など、自宅以外の外出先でインターネットを 利用する高齢者の割合は、60歳~69歳で37.4%、70歳~79歳で24.4%、80歳以上で14.6%となっている。また、 高齢者のインターネットの利用目的・用途の上位に「地図・交通情報提供サービス (無料のもの)」が挙がっ ている(60歳~69歳で63.9%、70歳~79歳で52.1%、80歳以上で29.1%)。

MaaSに接するためには、スマートフォンなどを用いてインターネットを利用する必要があり、高齢者の インターネット利用者の割合は65歳~69歳で70.8%、70歳~79歳で51.0%、80歳以上で21.5%と全世代のイン ターネット利用率79.8%に比較して低い状況にあるが、上記のように、既に外出先で地図・交通情報を利用 する高齢者も一定数存在している。

図表2-2-3-5 インターネットの利用場所

	自宅	外出先
計	91.0%	49.4%
60歳~69歳	88.3%	37.4%
70歳~79歳	81.6%	24.4%
80歳以上	56.9%	14.6%

※複数回答。インターネットを利用する人の内数。 出典:平成30年通信利用動向調査(総務省)

図表2-2-3-6 インターネットの利用目的・用途

	1位	2位	3位
計	電子 メール (75.5%)	天気予報 (64.4%)	地図・ 交通情報 (63.5%)
60歳~69歳	電子 メール (74.9%)	天気予報 (65.4%)	地図・ 交通情報 (63.9%)
70歳~79歳	電子 メール (69.9%)	地図・ 交通情報 (52.1%)	天気予報 (48.6%)
80歳以上	電子 メール (50.4%)	地図・ 交通情報 (29.1%)	天気予報 (28.5%)

※複数回答。インターネットを利用する人の内数。 出典:平成30年通信利用動向調査(総務省)

【事例】高齢者に使いやすいMaaS

伊豆半島では、2019年4月から鉄道、バス等の交通機関をスマートフォンで検索・予約・決済し、目的地 までシームレスに移動できる「観光地型MaaS」の実証実験を実施した。

実証実験では、当初、専用のアプリケーション (Izuko) を開発し、好調なダウンロード数等を獲得してい たが、高齢者を中心に、スマートフォンを保有していない場合やアプリケーションのダウンロード操作等に 課題があることがわかり、Webブラウザシステムへの切り替えを行った。

また、実証実験として下田地域におけるAIオンデマンド交通を提供したが、この予約をテレビとリモコン で行えるサービスとしており、高齢者の日常の移動手段としても期待されている。



高齢者の外出しやすい移動環境の整備 第4節

高齢者の外出を促すためには、高齢者の移動手段の確保を行うだけでなく、高齢者が気兼ねなく 外出できる環境を整備することも重要である。

本節では、公共交通機関におけるバリアフリー化による取組に加え、まちづくりや公共空間での 環境整備の取組を紹介する。

(1) バリアフリー化の推進

公共交通機関の旅客施設や車両等のバリアフリー化は、バリアフリー法の下で、ホームドアの整 備も含めて、一定程度進捗しているが、交通のユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を一層推 進することが課題となっている。

こうした中、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会³を契機とした共 生社会の実現に向け、全国において更にバリアフリー化を推進するための取り組みの強化を行って いる。2018年にはバリアフリー法を改正し、公共交通事業者等によるハード対策及びソフト対策の 一体的な取組を推進するための計画制度の創設や、バリアフリーのまちづくりに向けた地域におけ る取組を強化するための移動等円滑化促進方針制度の創設等を行った。

また、バリアフリー化された施設の使用方法などソフト面の対策が課題となっていることから、 ハード対策に加え、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策を強化するため、2020年にあ らためてバリアフリー法を改正し、公共交通事業等に対するソフト基準順守義務の創設や学校教育 等と連携した移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の取組の推進等を盛り込んだところである。

【事例】東急電鉄のホームドア整備(東京(東急電鉄))

東急電鉄は、バリアフリー化の取組の一つとして、積極的にホームドア整 備を進め、2019年度末までに全駅での整備が完了した。(※)。

ホームドア等の整備により、ホーム転落件数は約9割減少(対2014年度比)、 ホーム上で発生した国交省届出事故件数は約8割減少(対2014年度比)する など、安全・安定輸送の確保に大きく寄与している。



※センサー付固定式ホーム柵を含む

【事例】車椅子のまま乗車可能なエレベーター付バスの開発と空港連絡バスへの導入

(東京(東京空港交通株式会社/三菱ふそうトラック・バス株式会社/三菱ふそうバス製造株式会社))

上記の3社は、従来のリフト付バス利用者の意見を収集し、問題点・課題 点を元に車椅子のまま乗車可能な空港連絡バスの新たなタイプとして「エレ ベーター付リムジンバス」の開発、導入を行いユニバーサルサービスの拡充 に努めている。

今後、路線の拡充を行い、空港から多様な地域に移動できる環境を作り上 げることが期待される。



^{3 2020}年3月に、東京オリンピックは2021年7月23日から8月8日に、東京パラリンピックは同年8月24日から9月5日に開催され ることが決定された。

【事例】人と公共交通優先の歩道拡幅事業(京都(京都市))

京都市は、四条通の歩道の拡幅とバス停の一体的な整備等により、快適で バリアフリーな歩行空間の創出と公共交通の利便性向上を両立させた。また、 京都市では「「歩くまち・京都」交通バリアフリー全体構想」を策定し、継 続的に進捗管理を行うなど取り組まれており、今後もさらに拡大・発展する ことが期待される。



(2) まちづくり、歩行空間整備等

① 居心地が良く歩きたくなるまちなか整備の推進

車中心から人中心に空間を転換させ、街路の広場化や公共空間の芝生化等を進めることにより、 人がまちなかに出て歩きたくなるような、健康にやさしいまちづくりを進めていくことが重要であ る。このため、まちなかにおける官民の既存ストックの一体的な修復・利活用等による「居心地が 良く歩きたくなる」まちなかの創出を推進する観点から、官民が連携して賑わい空間を創出する取 組を市町村のまちづくり計画に位置づけることなどの措置を講ずる「都市再生特別措置法等の一部 を改正する法律案」を2020年2月に国会に提出するとともに、「居心地が良く歩きたくなる」空間 の整備に対する支援を行う「まちなかウォーカブル推進事業」や公共空間の拡大につながる民地の 開放・施設の改修等に対する税制特例措置等を2020年度に創設した。

加えて、健康とまちづくりの連携として、健康増進効果と歩行量(歩数)との関係を整理した「ま ちづくりにおける健康増進効果を把握するための歩行量(歩数)調査のガイドライン | (2017年3月) やまちのにぎわいと歩行者量との関係を整理した「まちの活性化を測る歩行者量調査のガイドライ ン」(2018年6月)などを発出し、これらを参照した課題オリエンテッドの指標の考え方、手法の 適用を促進している。



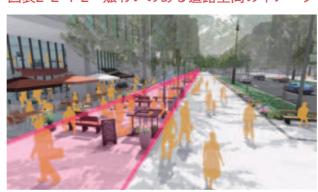
図表2-2-4-1 居心地が良く歩きたくなるまちなかのイメージ

② 公共空間の賑わい創出

道路や河川、公園といった公共空間を活用し、高齢者を含めた賑わいを創出する取組も進められている。

道路では、子ども、高齢者、ベビーカーなど、あらゆる歩行者が安全安心に通行できることに加え、地域と一体となって賑わいを創出する道路空間づくりに向けた取組が各地で進められており、今般、人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路空間を構築するための指定制度を創設するため、道路法等の改正について、2020年2月に閣議決定した。

そのほか、水辺を活かして地域の賑わい創出を目指す「かわまちづくり」の取組や都市公園に民間の優良な投資を誘導し、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上をはかる「Park-PFI」の取組などが行われている。



図表2-2-4-2 賑わいのある道路空間のイメージ

③ 「小さな拠点」

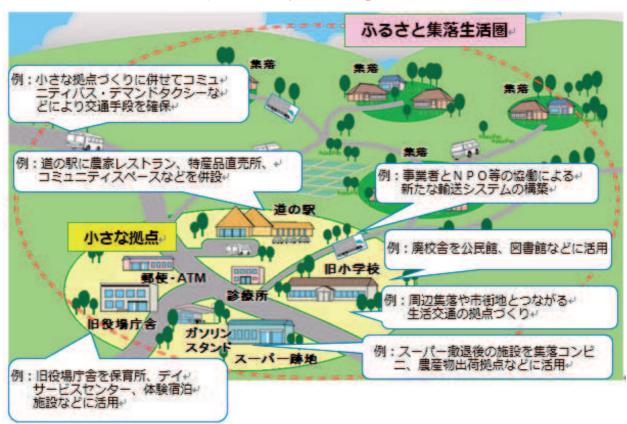
人口減少や高齢化の進む中山間地域等では、それぞれの地域の特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持することが重要である。

このため、小学校区等複数の集落を包含する地域において、必要な機能や地域活動の拠点を歩いて動ける範囲に集め、周辺の集落との交通ネットワークを確保した「小さな拠点」の形成が必要となる。

こうした「小さな拠点」と周辺集落とをコミュニティバスなどの移動手段で結ぶことによって、 生活の足に困る高齢者なども安心して暮らし続けられる生活圏が形成されることが期待される。

国土交通省では、遊休施設を活用した生活サービス機能等の再編・集約について支援するとともに、「小さな拠点」の考え方や具体的な取組手法、先進事例などをまとめた「小さな拠点」づくりガイドブックを公開し、関係府省とも連携して普及・啓発等の取組を推進している。

図表2-2-4-3 「小さな拠点」の概念図



第5節 今後の展望

我が国では、世界のどの国も経験したことのない異次元の高齢化が進行し、今後も継続することが予測されている。こうした中で、高齢者の一人一人が、自立しつつ、健康で生きがいを持った老後を過ごすには、外出をして、「働く」「学ぶ」「遊ぶ」といった行動を行うことの重要性が増している。

高齢者の外出を促すためには、行きたい時に、行きたい場所に行けるような「足」としての交通の確保につとめるだけではなく、あらゆる政策・取組の過程で、外出促進の観点での検討を行う視点が重要となろう。たとえば、移動を手段としてのみ捉えるのではなく、それ自体が楽しめるよう、移動空間の魅力の向上などに取り組むことや交通政策の文脈だけにとらわれず、まちづくりや健康・医療等の取組の過程で、高齢者の外出促進につながるような工夫を行うことも考えられる。さらには、MaaSなどの新しい技術を高齢者が使いやすいように改善したり、従来の制度や慣行を見直したりすることも必要である。

こうしたあらゆる取組を講じ、我が国において高齢者が使いやすい交通が維持され、高齢者が無理なく移動を行い、生涯生きがいをもって生活するような社会が実現できれば、今後、超高齢社会に突入する世界の多くの国々にとってよいロールモデルとなろう。